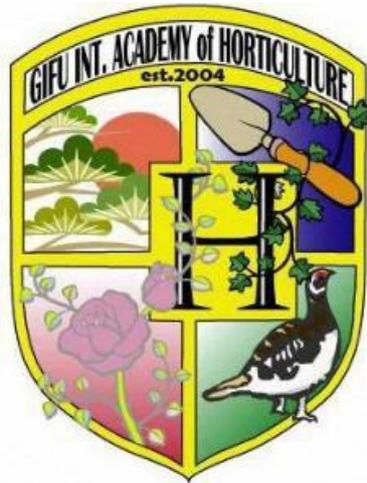


岐阜県立国際園芸アカデミー 運営計画

計画期間:令和7年度(2025年度)~令和11年度(2029年度)



令和7年4月

目 次

I	新たな計画の策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画期間	1
4	計画の推進と管理	1
II	前計画の評価と残された課題	
1	前計画策定の経緯	2
2	取組み状況と評価	2
3	残された課題	4
III	国際園芸アカデミーを取り巻く現状と課題	
1	社会的背景	6
2	花と緑の産業の現状と課題	7
IV	新たな視点	
1	学校教育法の改正	10
2	ぎふワールド・ローズガーデン実践教育フィールドの整備	10
3	都市緑化フェアや国際園芸博覧会の開催	10
4	社会人の学び直しやリカレント教育の必要性の高まり	11
V	計画の目指すべき姿	
1	基本理念	12
2	基本方針	12
3	教育目標	12
4	基本目標	12
VI	運営方針及び具体的な取組み	
	5つの運営方針と取組み項目	13
1	花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成	14
2	花と緑のまちづくりにつながる社会人教育と生涯学習の推進	33
3	よりよい学校づくりに向けた学習環境の充実	36
4	時代のニーズにあった学校運営の推進	39
5	学校評価による組織的・継続的な改善	49
VII	目標指標	
1	計画期間（5か年）の目標指標	52
2	毎年度設定する所属目標	52
(参考資料)		
国際園芸アカデミーの概要		
1	設置	54
2	管理運営	54
3	施設概要	54
4	教育の特徴	55
5	組織	55
6	3つの方針（DP、CP、AP）	56
7	内部質保証及びアセスメント・ポリシー	57
8	SDGs推進の基本方針	57
開学からの学校運営に係る経緯		
1	沿革	58
2	運営等の見直し	58
3	運営計画に基づく取組み成果	58
4	国際園芸アカデミーの改革（平成30年度以降）	59

I 新たな計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

岐阜県立国際園芸アカデミー（以下「本学」という。）は、花と緑の産業を支える人材を育成するため、平成16年に開学した専修学校である。人材育成部門では2年制のマイスター科を設置しており、平成30年には文部科学大臣から「職業実践専門課程」に認定された。令和6年度末までの20年間に420人の卒業生を輩出し※、花と緑の産業界で活躍している。また、生涯学習部門では、県民向けや花と緑の産業関係者向けの講座を提供し、多くの受講者を迎えている。

運営面では、令和2年12月に教育改革やSDGsの達成に向け、計画期間を令和2年度から令和6年度の5か年とした「岐阜県立国際園芸アカデミー運営計画」（以下「前運営計画」という。）を策定し、さらに令和5年3月に「岐阜県立国際園芸アカデミー アセスメント・ポリシー」の制定を反映した計画に改訂する中で、教育の質の向上に取り組んできた。

前運営計画が終期を迎えるに当たり、今後も、変化する時代のニーズを的確に捉えた学校運営、教育の質の向上を図り、自立性と社会性、国際性を備えた花と緑の産業の中核となって活躍できる人材及び地域社会に貢献できる人材の育成を実現するため、新たな「岐阜県立国際園芸アカデミー運営計画」（以下「本運営計画」という。）を策定する。

（※平成24年度で廃止した上級マイスター科の卒業生43名を含む）

2 計画の位置付け

本運営計画は、本学が直面する課題に機動的に対応するため、教職員が連携して目標達成に向かうための計画である。また、社会情勢の変化や、花と緑の産業界等の動向などに的確に対応するとともに、『「清流の国ぎふ」創生総合戦略』、「ぎふ農業・農村基本計画」、「清流の国ぎふ花き振興計画」（第2期）等を踏まえ、必要に応じて随時見直すこととする。

※「ぎふ農業・農村基本計画」及び「清流の国ぎふ花き振興計画」（第2期）は令和7年度で現行計画の終期を迎えるため、令和8年度からの次期計画の策定作業が進められている。

3 計画期間

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

4 計画の推進と管理

本学の課題の把握と対応すべき取組みを広く県民や企業、業界団体、行政等と連携を図りながら推進することが重要であり、その効果を検証し、新たな取組みへとつなげていく。

本運営計画に基づく学校運営の進行管理については、毎年度、国際園芸アカデミー学校関係者評価委員会にける自己点検・評価結果の評価を受け、学校関係者評価報告書としてホームページで公表する。



Ⅱ 前計画の評価と残された課題

1 前計画策定の経緯

本学では、平成23年2月に上級マイスター科の廃止と新たな基本方針により「運営計画」を策定した。この中で、学校評価の実施と公表、花フェスタ記念公園実習フィールドの整備、マイスター科の修了に必要な授業時間数削減などの改善成果を挙げた。

さらに、産業情勢が変化する中で、岐阜県立森林文化アカデミー、岐阜県農業大学校及び本学の3校は、教育水準の向上、国際交流を含めた産学協働の体制整備、市町村との連携、生涯教育など、各学校が共通の課題を洗い出し、更なる運営向上を図るため、平成30年5月に「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上検討会」が設置された。検討会の意見等を踏まえ、平成31年3月に「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上プラン」が策定され、プランに沿った3校の連携活動が強化された。

検討会において出された様々な意見を基に本学の課題を更に改善するため、令和元年9月に「国際園芸アカデミー有識者会議」が設置された。

有識者会議では、教員の意識改革やマーケティング、ICT活用、経営分析能力の向上などが提言された。議論の結果は令和3年3月に「国際園芸アカデミー有識者会議報告書」としてまとめられ、教育環境の整備が進められた。

こうした学校運営をめぐる動きの中で、本学での教育の改善を推進するため、令和2年12月に「実践技術を身に付けた人材の育成」、「花と緑のまちづくりにつながる社会人教育と生涯学習の推進」、「よりよい学校づくりに向けた学習環境の充実」、「時代のニーズにあった学校運営の推進」、「学校評価による組織的・継続的な改善」の5つ運営方針を設定し、それを達成するための具体的な施策を示した前運営計画（計画期間：令和2年度から令和6年度）を策定した。また、令和5年3月には、カリキュラム・ポリシー等の教育の質を保証する視点を拡充するため、計画を改訂した。

2 取組み状況と評価

前運営計画では、5つの運営方針ごとに目標指標を定め、その目標を達成するための具体的な施策を取りまとめ、各施策について担当者を定めるとともに、全教職員で学校運営の改善に向けた取組みを推進した。

すべての施策については、四半期ごとに実績を取りまとめ、評価を行うとともに、今後の取組みや対応について検討を行った。また、年度末には各年度の目標指標の達成状況を確認・評価し、進捗管理を行ってきた。

以下に、目標指標の達成状況と評価を示した。

(1) 実践技術を身に付けた人材の育成

- 学生の確保に向けたオープンキャンパス、学校見学会は、年間を通じて14日実施し、目標日数を開催することができ、参加者の本学の理解を深めることができた。こうした学生募集活動を継続することにより、令和3年度入学以降、入学定員を確保できている。
- 即戦力として必要な資格取得では、2級造園技能検定（実技）では、年度による合格率の差が大きく、5年間を平均すると61%であった。合格率が安定して向上するように、指導方法を改善する課題が残った。
- 令和4年度から取組みを開始した卒業時アンケートでは、自己評価値3.5以上の学生が令和4年度から令和6年度の3か年平均で75.8%で、目標の80%に達していないが、多くの学生がディプロマ・ポリシーにおいて目指した本学の卒業認定の方針のレベルに達していると感じている。

- 就職指導では、年度により卒業時までには就職先が決まらなかった就職希望の学生が若干あり、毎年度の目標達成には至らなかった。さらに、花と緑の産業界と連携した就職指導を強化し、学生と企業等とのマッチングに取り組む必要がある。

	目標指標	基準(R1 年度)	実績 (R6 年度)	達成率	目標(R6 年度)
1-1	オープンキャンパス、学校見学会の開催日数	11 日間	14 日間	100%	14 日間以上
1-2	資格取得に係る合格率 造園：2 級造園技能士実技 装飾：2 級フラワー装飾技能士実技	造園 86% 装飾 100%	令和 2-6 年度平均 造園 61% 装飾 89%	61% 89%	毎年度 造園 100% 装飾 100%
1-3	卒業時アンケート結果 自己評価 3.5 以上 (5 点満点中) の学生数の割合	(R4 年度) 70%	令和 4-6 年度平均 75.8%	94.7%	80%以上
1-4	就職希望者の就職率	-	令和 2-6 年度平均 97%	97%	毎年度 100%

(2) 花と緑のまちづくりにつながる社会人教育と生涯学習の推進

- 生涯学習講座では、一般向け講座、実務者向け講座ともに、5 年間の累計開催目標を達成することができ、県民や花と緑の産業界関係者に学びの場を提供することができた。
- 受講者アンケートにおいて、生涯学習講座の満足度は 5 か年平均で 95.3%で、受講者に満足いただける講座内容や進め方とすることができた。

	目標指標	基準(R1 年度)	実績 (R6 年度)	達成率	目標(R6 年度)
2-1	生涯学習講座開催数	平成 27 年度-令和元年度 計 33 講座	令和 2-6 年度 計 40 講座	100%	令和 2-6 年度 計 40 講座
2-2	社会人教育 (実務者向け) 講座開催数	平成 27 年度-令和元年度 計 9 講座	令和 2-6 年度 計 57 講座	100%	令和 2-6 年度 計 40 講座
2-3	受講者アンケート結果「十分満足」、 「満足」の満足度	平成 27 年度-令和元年度 平均 84.7%	令和 2-6 年度 平均 95.3	100%	90%以上

(3) よりよい学校づくりに向けた学習環境の充実

- 学校施設等については、コロナ禍での遠隔授業の必要性もあり、オンライン授業ができる環境を整備し、本格的に運用できるように改善できた。コロナ禍後においても、タブレット端末を活用した授業が定着している。
- ドライミストの整備は、資材高騰の影響で予算の確保が難しく、整備期間が 1 年延びたが、5 年間で計画した 8 ハウスに整備することができた。これにより、夏季のハウス内の環境改善が図られ、花きの安定生産につなげることができた。
- 学生要望による校内環境整備については、学生から多くの要望を出してもらい、予算や施設の構造上対応できるものに優先順位を付け、年間 1 つ以上の環境整備を実施した。

	目標指標	基準(R1 年度)	実績 (R6 年度)	達成率	目標(R6 年度)
3-1	オンライン授業等が実施できる環境整備	未整備	Wi-Fi 環境整備 タブレット端末 導入・配布 授業制作・配信など 本格運用中	100%	Wi-Fi 環境整備 タブレット端末 導入・配布 授業制作・配信など 本格運用中
3-2	ドライミスト整備温室数	0 温室	8 温室	100%	令和 2-5 年度 計 8 温室整備
3-3	学生アンケートにより要望があった 学習環境整備の対応数	-	毎年度 1 つ 以上の整備	100%	毎年度 1 つ 以上の整備

(4) 時代のニーズにあった学校運営の推進

- 市町村、企業との連携・協力協定については、令和5年度で協定期間が終了した協定もあり、令和6年度末で7協定となっている。令和2年度以降、新たな協定の締結ができず、目標達成率は低調となっており、更なる連携の模索が必要である。
- 協定締結先との取組数は、ある程度固定化された内容を中心に、新たな取組みを模索しながら推進しており、5年間の累計で203取組みとなり、目標を達成できた。内容については、締結先と連携を図りながら、協定内容に沿って相互にメリットとなる活動に取り組む必要がある。
- 新商品の開発等の研究については、花き生産コースを中心に、企業等と連携した環境に配慮した商品開発や新たな資材を使った商品開発等に取り組んでおり、目標の15取組を上回る24取組を達成することができた。

	目標指標	基準(R1年度)	実績(R6年度)	達成率	目標(R6年度)
4-1	市町村、企業等との連携・協力協定締結数	6協定	7協定	64%	11協定
4-2	連携・協力協定締結先との取組数	—	令和2-6年度 延べ203取組	100%	令和2-6年度 延べ200取組
4-3	業界と連携した新商品開発等の研究開発に係る取組数	—	令和2-6年度 延べ24取組	100%	令和2-6年度 延べ15取組

(5) 学校評価による組織的・継続的な改善

- 学校関係者評価委員会は、毎年、年度変わりの早い時期に実施する目標としていたが、時期的に委員の日程調整が難しく、目標とした時期に開催することができなかった。
- 評価値は年々改善されてきたが、改善に時間を要する項目等が残る中で、令和5年度の平均評価値が3.6となり、目標に達しなかった。

	目標指標	基準(R1年度)	実績(R6年度)	達成率	目標(R6年度)
5-1	学校関係者評価委員会の適切な開催と公表	7月開催 9月公表	5月開催 6月公表	0%	4月開催 5月公表
5-2	学校関係者評価での評価値 ※令和6年度は令和5年度分を評価	平均評価値 3.27	平均評価値 3.6	95%	平均評価値 3.8

3 残された課題

(1) 実践技術を身に付けた人材の育成

- 学生募集活動では、オープンキャンパスや学校見学会の効果的なPRや継続的な開催を推進することで、学生確保の安定化を図る必要がある。
- 資格取得サポートでは、2級造園技能検定の合格率を安定させるために、指導方法の見直しや個別指導の強化が必要となる。過去の合格者の成功例を参考にするなど指導プログラムの改善が求められる。
- 卒業時アンケートでは、自己評価値3.5以上の学生の割合を増やすために、カリキュラムの質の向上とともに、学生の自己評価能力の育成を行う必要がある。
- 就職指導においては、花と緑の産業界との連携を強化し、学生と企業のマッチングを積極的に進めることで、全ての就職希望者が満足する就職先を見つけられるようにする。

(2) 花と緑のまちづくりにつながる社会人教育と生涯学習の推進

- 生涯学習講座については、一般向けと実務者向けの講座内容を更に充実させ、受講者のニーズに応えるための新しいプログラムの提供に努める必要がある。また、受講者アンケートなど、受講者からのフィードバックを基に講座の質を向上させる必要がある。
- 受講者アンケートの結果を分析し、満足度向上のための具体的な取組みを講じることで、受講者満足度を90%以上に保つように努める。

(3) よりよい学校づくりに向けた学習環境の充実

- 定着してきたオンライン授業の質を維持・向上させるために、教員のICTスキル向上や最新の教育技術を導入する必要がある。
- 最新の花きの栽培技術が学べる施設の導入や、老朽化した施設の改修など、学生の要望に応じた学習環境の整備を継続する必要がある。

(4) 時代のニーズにあった学校運営の推進

- 連携・協力協定の拡大については、市町村や企業との連携を模索し、新たな協定の締結を推進する必要がある。特に地域の需要に応じた新しい取組みを模索し、協定数の増加を目指す。

(5) 学校評価による組織的・継続的な改善

- 自己点検・評価及び学校関係者評価において、評価値が低い項目に対して、具体的な改善策を講じ、評価の向上を目指す必要がある。特に、学生や教職員の意見を積極的に取り入れ、改善策を実行する。

本運営計画では、こうした残された課題の解決に向け、取組み内容の見直しと強化を行い、より質の高い教育を提供し、学生や地域社会に貢献していく。

Ⅲ 国際園芸アカデミーを取り巻く現状と課題

1 社会的背景

本学への入学者の大半を占める高校卒業年齢となる 18 歳人口を見ると、日本全体で 2005 年（平成 17 年）には約 137 万人であったが、2023 年（令和 5 年）時点では約 110 万人に減少している（20 年間で約 25%の減少）（図 1）。今後も減少が見込まれ、2035 年には 100 万人を割り、2040 年には約 82 万人になると予測されている。

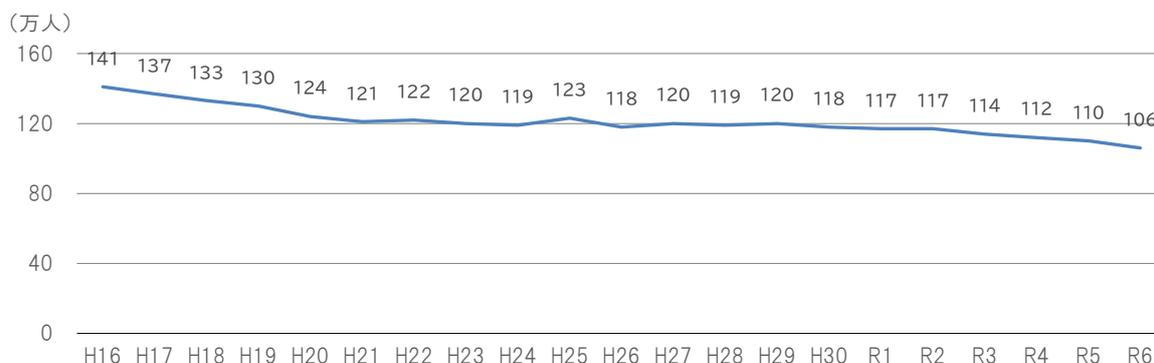


図 1 全国における 18 歳人口の推移（文部科学省資料から）

岐阜県を見ると、県全体の人口が 2020 年の 198 万人から 2050 年には約 137 万人に減少すると見込まれており、18 歳人口もその一部として減少している。具体的には、2005 年（平成 17 年）の 23,033 人から 2023 年（令和 5 年）には 18,028 人と、20 年間で約 6 千人（約 25%）減少している（図 2）。

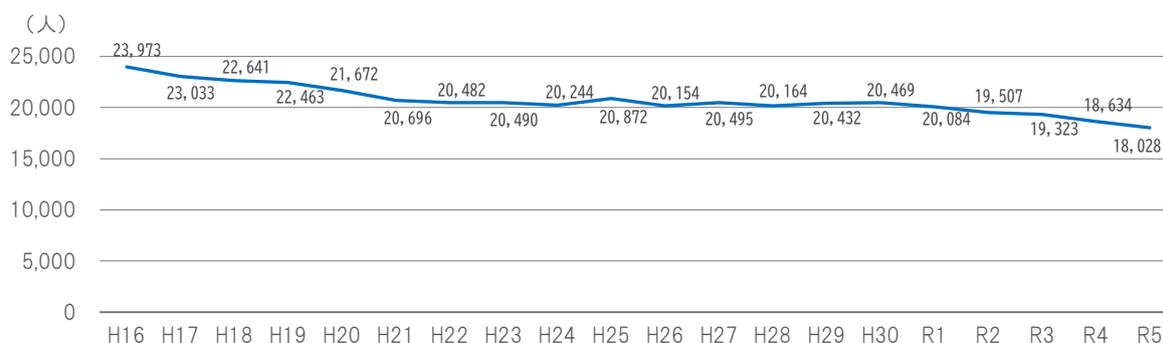


図 2 岐阜県における 18 歳人口の推移（岐阜県年齢別推計人口）

また、岐阜県においては、仕事を求めて他県に流出する若者が増加しており、特に 20 代を中心とする若者が年間約 4 千人規模で流出している。これにより、地域の労働力が減少し、経済活動にも影響を及ぼしている。30 年後には岐阜県における働く人口（15～64 歳）が約 46 万人減少すると見込まれており、労働力不足が深刻化する可能性がある。そのため、女性や高齢者を含め、誰もが働きやすい環境を整えることが課題となっている。

18 歳人口の減少は、教育機関への影響が懸念され、18 歳人口の減少に伴い高等教育機関や専門学校の入学者数も減少することが予想される。これにより、一部の教育機関は経営難に陥る可能性があり、地方の学校や大学が統廃合や閉鎖に追い込まれるリスクもある。教育の質を維持するためには、少人数クラスや個別指導の充実が求められるが、これには追加の資源や予算が必要となる。

このように、18 歳人口の減少は、教育機関や企業にとっても人材確保の大きな課題となっている。

2 花と緑の産業の現状と課題

(1) 花き

① 生産、流通

本県の花き生産額は本学開学の平成16年度には97億円あったが、令和5年度には47.6億円にまで減少している。特に令和2年のコロナ禍において花きの生産額が大きく減少し、現在も回復していない(図3)。また、切花の世帯当たりの年間購入額は、全国平均では、平成26年度に9,707円あったものが令和5年度には8,034円と減少傾向が続いている。こうした中で、県内の調査地点である岐阜市では、平成26年度の8,726円から令和5年度は10,624円と増加しており、花きの消費拡大に向けた取組みが効果を表し始めている。

岐阜県における花きの生産者は、高齢化等により2014年(平成26年)の473経営体から2023年(令和5年)には411経営体に減少している(図4)。また、新規就農者を見ると、全体の新規就農者数は減少傾向にあり、花き部門の就農者は毎年1人から数人と少ない状態が続いている(図5)。

このように、岐阜県における花き生産の現状は、若年層の労働者が少なく、後継者問題が課題となっている。花き栽培を新たに開始するには施設や種苗、販売資材等の初期投資が大きいため、廃業を予定している生産者の栽培施設や高度で熟練した栽培技術を就農希望者が円滑に継承できる仕組みづくりが検討されている。

また、近年の気候変動による異常気象は、花の生産に大きな影響を与えている。特に、降雨パターンの変化や気温の上昇は、生産量や品質に大きな影響を及ぼしている。また、気候変動に伴い、病害虫の発生が増加している。特に、新しい病害虫の出現は、生産者にとって大きな課題となっている。

近年の燃料費や肥料費の高騰、人件費の上昇、2024年問題と言われる運送業界の労働時間規制などにより、花きの生産・流通コストが増加している課題もある。これにより、生産者は価格競争にさらされ、利益率が低下している。

花き栽培においても、自動化技術やAIの活用によるスマート農業技術を促進するため、岐阜県では「岐阜県スマート農業推進計画(第2期)」(計画期間：令和5年度～令和8年度)を策定し、作業の効率化や品質向上を推進しているが、これには初期投資が必要となる課題もある。

岐阜県では、平成26年6月に公布され、同年12月に施行された「花きの振興に関する法律」に対応するため、県民の健康で心豊かな生活の確保及び美しい郷土づくりに寄与することを目的とした「岐阜県花きの振興に関する条例」を平成26年10月に施行し、令和3年度から5年間を計画期間とした「清流の国ぎふ花き振興計画」(第2期)により、花きの生産振興及び担い手の育成等を推進しているところである。

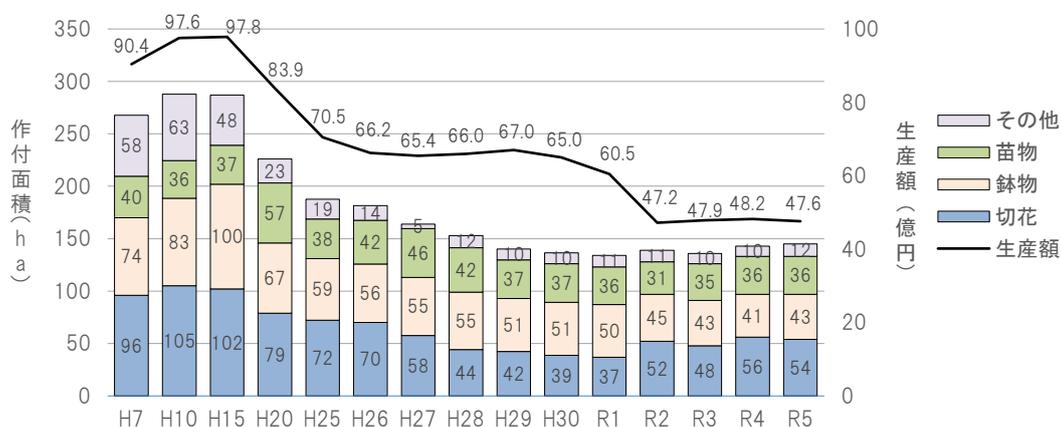


図3 岐阜県の花き作付面積及び生産額の推移(県調査)

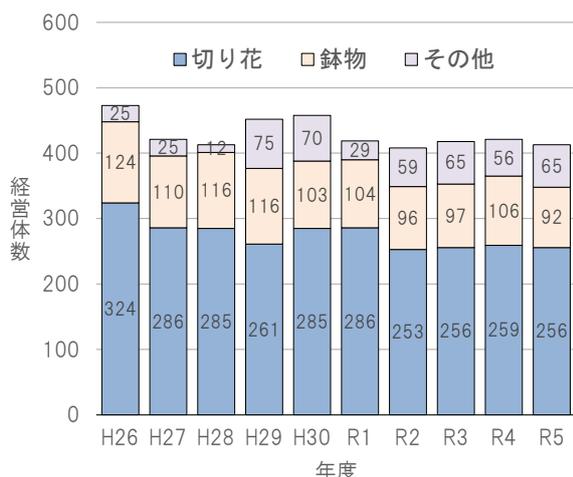


図4 岐阜県の花き生産者の推移 (県調査)

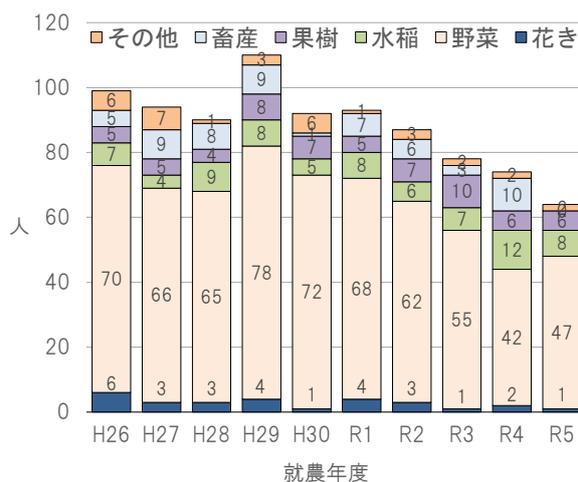


図5 岐阜県の新規就農者の推移 (県調査)

② 販売、装飾

花の販売業界における現状では、消費者の購買行動の変化が挙げられる。インターネットとモバイル技術の普及により、オンラインショッピングが急速に成長し、従来の花屋や小売店舗の売上が減少している。特に若年層の消費者は、利便性を重視し、オンラインでの購入を好む傾向がある。この変化に対応するため、花の販売業界はデジタルトランスフォーメーションを進め、オンラインストアやデリバリーサービスの充実を図る動きがある。

また、消費者の嗜好の多様化も重要な要素となっている。特に環境や持続可能性への関心が高まり、エコフレンドリーな商品や地元産の花の需要が増加している。このため、業界は持続可能な栽培方法や包装材の使用、さらに、地元の生産者との連携を強化する必要がある。持続可能性を重視した経営は、長期的な信頼と顧客満足度の向上につながる。

一方で、新型コロナウイルスのパンデミックは、花の販売業界にも大きな影響を与えている。イベントや結婚式の中止・延期により、業界全体で売上が大幅に減少した。しかし、この困難な時期を経て、花の販売業界は新たな需要にも対応している。例えば、自宅で過ごす時間が増えたことにより、自宅を彩るための花や植物の需要が増加した。これにより、オンラインでのサブスクリプションサービスやアレンジメントキットの提供など、新しいビジネスモデルも登場している。

こうした中で、花の販売業界では、柔軟な対応と持続可能な取組みが求められている。デジタル技術の活用や新しいビジネスモデルの導入、環境への配慮など、多角的なアプローチが業界の未来を切り開く鍵になると思われる。

(2) 造園

造園工事施工統計調査 (国土交通省) における国内全体の造園工事の完成工事高は、令和2年度決算で6,000億円を超えたが、コロナ禍の影響により、令和3年度には4,300億円に減少したものの、令和4年度には5,300億円を超えるまでに回復している。

また、国内全体の造園工事業の常雇の就業者数 (技術者と現場労務者の合計) は令和元年度には26,000人を超えていたが、令和3年度には23,000人程度に減少した。しかし、令和4年度には25,000人を超えるまで回復している (図6)。

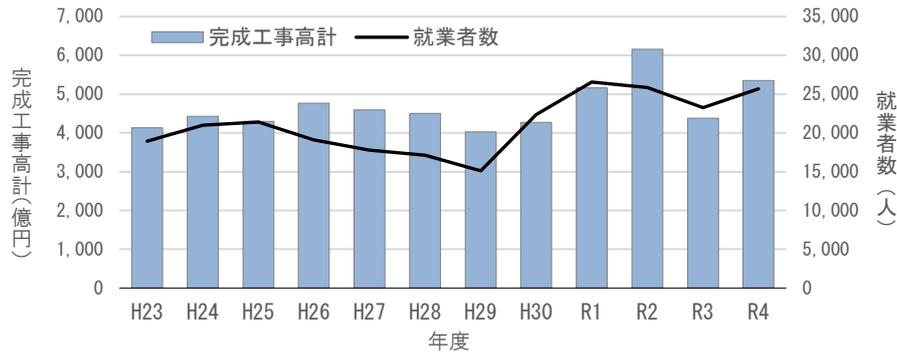


図6 国内全体の造園工事の完成工事高及び就業者数（造園工事施工統計調査）

岐阜県における造園工事の完成工事高は、平成 29 年度に 200 億円以上あったが、コロナ禍の令和 2 年度には 53 億円にまで大きく落ち込んだものの、令和 4 年度は 94 億円まで回復している。

また、県内の造園工事業の常雇の就業者数（技術者と現場労務者の合計）は、平成 30 年度の 700 人をピークにコロナ禍での施工の減少の影響もあり、300 人まで減少したが、令和 4 年度には 600 人にまで回復している（図 7）。

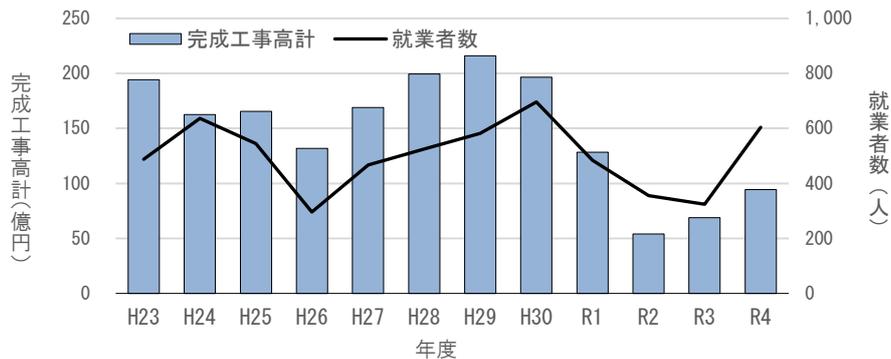


図7 岐阜県の造園工事の完成工事高及び就業者数（造園工事施工統計調査）

造園業界の現状を見ると、労働力不足、技術継承の問題、長時間労働等の課題を抱えている。

労働力不足は、高齢化社会による労働人口の減少や若年層の造園業界への関心の低下が原因となっている。また、技術継承の問題も深刻で、経験豊富な職人が高齢化などで退職することで、その知識や技術が失われるリスクが高まっており、新規の技術者の確保と定着が急務となっている。さらに、2024 年 4 月から適応された時間外労働の上限規制の厳格化も課題となっている。造園業界は季節によって作業量が大きく変動するため、労働時間の調整が難しく、生産性の低下を招く恐れがある。

これらの課題に対して、造園業界では、新しい技術の導入や教育プログラムの充実、労働環境の改善などを通じて対策を講じているが、今後も労働力不足や技術継承の問題は解決が難しく、業界全体での協力と取組みが求められている。

都市化の進行や環境保護の重要性が高まる中で、公共の庭や公園、緑地の設計・管理が重要な役割を果たしている。今後は、高度成長期に設置された公園や緑地の改修工事、大きく育った樹木の更新などの公共工事の発注が増加することも予想される。また、民間では都市圏での再開発に伴う工事やインバウンドの回復による需要増も見込まれる。

こうした中で、造園業界は持続可能な技術や素材の開発、人材育成の強化、地域住民と連携した緑地づくりを進めることが求められている。造園業界は、これらの課題を克服しながら、持続可能な未来を築くための取組みを続けている。緑地の創出や保全、持続可能な技術の開発など、多くの挑戦が待ち受けているが、これらの取組みが成功すれば、都市の緑化や環境保護に大きな貢献を果たすことができる。

IV 新たな視点

1 学校教育法の改正

令和6年6月14日に学校教育法の専修学校に関する内容が一部改正され、令和8年4月1日から施行される。

この改正の趣旨は、専修学校専門課程の高等教育段階の職業教育機関としての位置付けの明確化が求められていることや、職業に結び付く実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた職業教育の重要性が高まっていること等を踏まえ、専修学校専門課程における教育の充実を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずることとしている。

専門課程を置く本学での対応が必要な主な内容は以下のとおりである。

(1) 大学等との制度的整合性を高める措置

単位制は、専門課程と大学との間での学生の移動の円滑化や、学修成果の適切な評価に資するものであることから、特に専門課程では、全ての学科での単位制への移行が検討されるものとされている。

(2) 教育の質の保証を図るための措置

専門課程を置く専修学校に大学と同等の項目での自己点検評価を義務付けるとともに、外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務が定められた。

こうした中で、本学においても、改正された学校教育法の施行を踏まえ、単位制への移行、自己点検評価制度の見直しなどの取組みが必要となっている。

2 ぎふワールド・ローズガーデン実践教育フィールドの整備

「国際園芸アカデミー有識者会議」の提言を踏まえ、本学の実践教育の強化を図るため、サテライト機能を有する施設の整備として、令和5年度に、ぎふワールド・ローズガーデン花トピアの改修工事が行われ、学生が生産した花きの販売実習や装飾作品の展示ができるスペース、実習と座学の連携した授業が実施可能なICT機器等を備えた研修室、更衣室・シャワー室の整備が行われた。令和6年4月24日には、「国際園芸アカデミー実践教育フィールド」としての開設披露会が行われ、本格的な利用が始まった。

こうした中で、本学では、カリキュラムの中に実践教育フィールドを活用した販売実習や作品展示などの授業を位置付け、実践教育の強化に取り組んでいる。公園来園者がいる中で実習を行うことで、学生は緊張感を持って実習に臨むとともに、作品展示では、来場者から直接評価をいただくことができ、販売実習では来園者と直接会話をする中でコミュニケーション能力の向上が期待されるなどの教育効果が期待される。また、公園内の植物を活用した座学での授業も行われている。

実践教育フィールドを活用した授業の計画や実績については、教育課程編成委員会においても意見を伺い、更に効果的な活用方法を検討し、実践教育の強化を図る必要がある。

3 都市緑化フェアや国際園芸博覧会の開催

(1) 第42回全国都市緑化ぎふフェア

第42回全国都市緑化ぎふフェアは、2025年4月23日から6月15日までの54日間、岐阜県で初めて開催される花と緑の祭典である。このフェアは、国民一人ひとりが緑の大切

さを認識し、緑を守り、楽しむ知識を深め、緑がもたらす快適で豊かな暮らしを推進するための普及啓発事業として、1983年から毎年全国各地で開催されている。

今回のフェアのテーマは『「清流の国ぎふ」から広げる自然と共生した暮らし』で、愛称は「ぎふ グリーン・ライフ フェスティバル 2025」(Gifu Green Life Festival 2025)。会場は、美濃地域の県営都市公園 6 か所と飛騨地域の豊かな自然を持つエリアで構成される。

フェアの目的は、岐阜県の豊かな自然環境と共生したライフスタイルを国内外に発信し、緑化活動の楽しさや自然の大切さを体験できるイベントを通じて、地域の魅力を再発見し、持続可能な社会の実現に寄与することとしている。このフェアを通じて、岐阜県の美しい自然や文化、歴史を多くの人々に知ってもらい、緑と共にある豊かな暮らしを提案していくこととしている。

(2) 国際園芸博覧会 (GERRN×EXPO 2027)

2027年には、神奈川県横浜市で国際園芸博覧会 (GERRN×EXPO 2027) が開催される。この博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決への貢献を目的としている。テーマは「幸せを創る明日の風景」で、持続可能な未来と誰もが取り残されない社会の形成を目指している。

博覧会は2027年3月19日から9月26日までの約6か月間にわたり開催され、会場は約100ヘクタールの広大な敷地に広がる。参加者数は1,500万人を見込んでいる。

こうした全国規模、世界規模の花と緑の大きなイベントが開催される中で、本学として技術力をアピールする作品展示や豊富な園芸知識を活かしたワークショップの開催、ボランティア活動による運営支援など、本学の知識や技術を最大限に活用し、積極的に関与できる場面が想定される。

こうした活動を通じて、イベントの成功に寄与するとともに、多くの来場者が訪れるイベントにおいて本学の存在感を示すことで、地域や世界に対する発信力を高める機会とすることができる。また、持続可能な技術の普及や国際交流の促進を通じて、今後の花と緑の業界の発展に貢献することが期待される。

4 社会人の学び直しやリカレント教育の必要性の高まり

近年、社会人教育やリカレント教育（生涯学習）の重要性はますます高まっている。現代社会は急速に変化しており、技術の進歩や経済のグローバル化が進む中で、働く人々が常に最新の知識やスキルを身に付ける必要がある。

こうした中で、多くの企業や教育機関が社会人教育やリカレント教育に力を入れている。企業内研修やオンラインコースの普及により、働きながら学ぶ機会が増えている。また、政府や地方自治体も、社会人向けの教育プログラムや支援制度を充実させている。特に、デジタルスキルの習得やスキルアップを目指した学び直しを重視したプログラムが増加している。

社会人教育やリカレント教育は、個人のキャリア発展や社会全体の競争力向上に寄与する重要な取組みである。しかし、時間や費用、モチベーションの維持、質の高い教育の提供、企業との連携、支援制度の充実といった課題がある。

本学の生涯学習部門においても、これらの課題に対処し、社会人教育としてのニーズを把握するとともに、効果的な教育プログラムを提供することで、社会人が継続的に学び続ける環境を整えることが求められている。

V 計画の目指すべき姿

1 基本理念

「花と緑に関する専門的かつ総合的な知識及び技術を有する人材を育成することにより、花と緑の産業の発展及び文化の振興を促進し、健康でこころ豊かな生活を創造する」

2 基本方針

「岐阜県の花と緑の産業に寄与する学校」

- ① 花と緑の実践技術を修得した実務者を育成する学校
- ② 花と緑の産業と連携した実践重視の学校

本学は、花と緑の産業に関する幅広い知識と実践的な技術を修得し、産業界の中核となって活躍できる人材を育成すること及び地域に密着した実践的な教育活動を重視し、産業界との密接な連携により、社会に貢献できる人材を育成するための学校であることから、基本方針は「岐阜県の花と緑の産業に寄与する学校」〈①花と緑の実践技術を修得した実務者を育成する学校、②花と緑の産業と連携した実践重視の学校〉である。

3 教育目標

「花と緑に関する高度な知識と技術を持ち、産業を現場で支える担い手として活躍する実務者（マイスター）の育成」を教育目標としている。

4 基本目標

国際園芸アカデミーを取り巻く現状と課題や新たな視点を踏まえ、国際園芸アカデミーがおおむね5年後を目途として目指すべき姿である基本目標や運営方針、目標指標を定め、目標の達成に向けた取組みを実施していく。

目指すべき基本目標については、「人材育成部門」と「生涯学習部門」の2つの部門についてそれぞれ定める。

1 人材育成部門

花と緑の業界と密接に連携して、最新の実務の知識・技術・技能を身に付けられる実践的な職業教育に取り組み、花と緑の産業を担う**即戦力**としての人材を育成する。

2 生涯学習部門

県民の園芸に関する**学びの場**を提供するとともに、社会人や実務者の**学び直し・スキルアップ**を支援することで、『花と緑』のまちづくりに寄与する。

VI 運営方針及び具体的な取組み

本学の学校運営及び人材育成に関する課題を解決するため、5つの運営方針と推進すべき具体的な取組みを整理した。

<5つの運営方針と取組み項目>

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

- (1) 学生の確保
 - ① 学生募集活動の強化
 - ② 多様な広報戦略による学校PR
 - ③ 農業高校等との連携強化
- (2) 実践的な職業教育の提供
 - ① 職業教育の質の保証・向上
 - ② 技能検定等資格取得の推進
 - ③ 学生への多様な支援
 - ④ 社会貢献・地域貢献の活動強化
- (3) 就職指導の強化
 - ① 就職率100%の達成
 - ② 産学連携体制の構築
- (4) 国際感覚を備えた人材の育成

2 花と緑のまちづくりにつながる社会人教育と生涯学習の推進

- (1) 社会人教育及び生涯学習講座の充実
- (2) 科目等履修生及び研究生制度の周知

3 よりよい学校づくりに向けた学習環境の充実

- (1) 施設・設備の整備
- (2) 休学・退学者を出さない取組みの強化
- (3) 防災、危機管理体制の強化

4 時代のニーズにあった学校運営の推進

- (1) 教職員体制の整備
- (2) 運営体制の見直し・強化
- (3) 働きやすい職場環境の整備
 - ① 時間外勤務の縮減
 - ② 年次休暇の取得促進
- (4) 予算執行の適正化と経費の縮減
- (5) 市町村・企業と連携した人材育成と地域貢献

5 学校評価による組織的・継続的な改善

学校評価の概要

- (1) 経緯
- (2) 学校評価の目的
- (3) 学校評価により期待される効果
- (4) 評価及び評価項目
- (5) 評価結果

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

(1) 学生の確保

■入学者の概要

- マイスター科の1学年の定員は20人であり、平成16年度の開学から令和7年度までの22年間の定員合計440人に対し、入学実績は456人となっている。
- 出願者数を募集人数で割った入試倍率は、令和7年度入学時の1.85倍が最高で、22年間での平均は1.25倍となっている(図8)。
- 年度別の入学人数は、平成16年度と平成30年度入学人数が26人と最も多かった(図9)。また、22年間のうち8か年で定員の20人を下回っている。
- 22年間の入学生456人のうち農業高校出身者は311人(68.2%)であり、うち県内の農業高校出身者は194人(42.5%)となっている(図10)。
- 入学者の出身地は、県内が265人(58.1%)、県外が191人(41.9%)である(図11)。
- 入学者の性別では、男性は159人(34.9%)、女性は297人(65.1%)である(図12)。

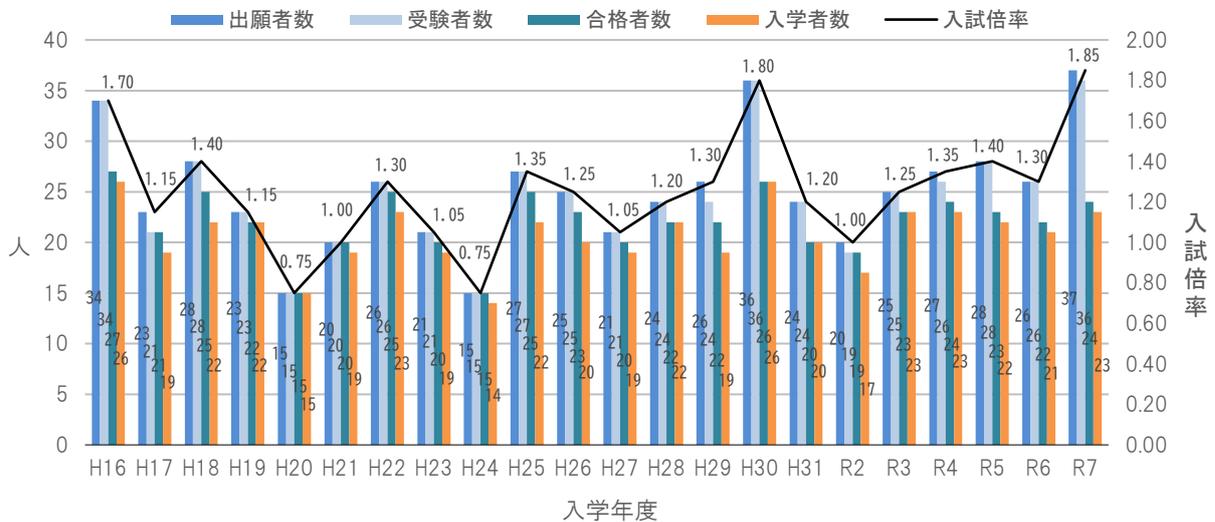


図8 マイスター科入学生の状況

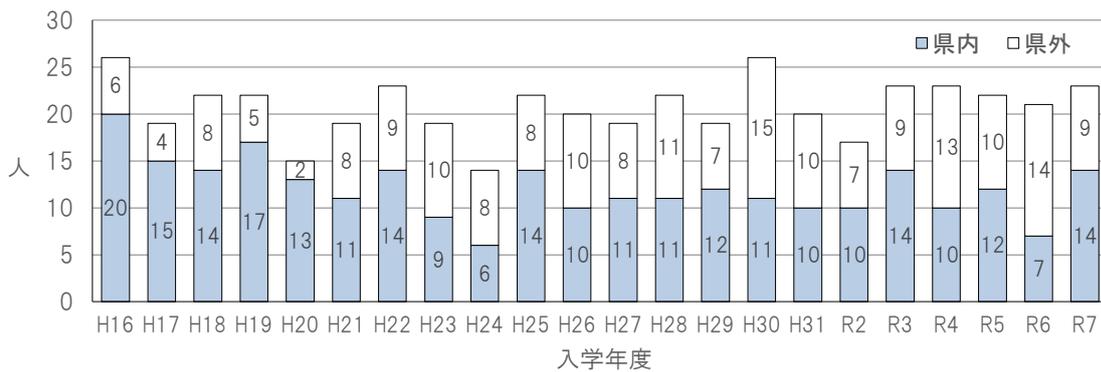


図9 年度別入学人数と出身地

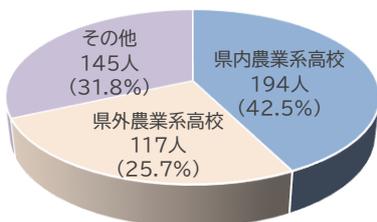


図10 入学者の出身校

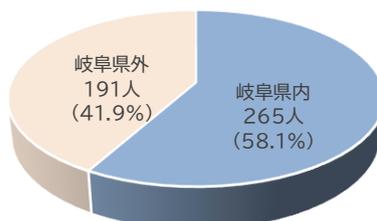


図11 入学者の出身地

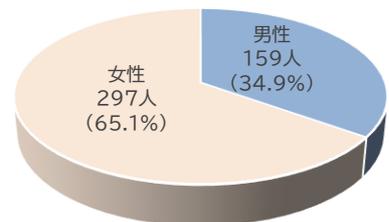


図12 入学者の男女比

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

(1) 学生の確保

① 学生募集活動の強化

<現状>

- 教員を中心に、県内外の高校訪問を計画的に実施しており、令和6年度は延べ98校を訪問した。また、高校等が主催する進路ガイダンスには20回参加し、情報発信、認知度の向上に努めている。(表1)
- 令和6年度は、学校見学会を年間を通じて12日、オープンキャンパスを夏休み中に2日実施しており、延べ83名が参加している。参加者のうち30人が本学を受験し(総受験者数36人)、19人が入学に至っている(令和7年度入学者数23人)。

表1 月別高校訪問回数(令和6年度)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
34	44	13	1	2	0	4	0	0	0	0	0	98

<課題>

- 少子化が進むとともに、農業高校生への4年制大学進学者が増加する中で、1学年定員20人を継続して確保するとともに、優秀な人材を募集していく必要がある。
- 高校訪問やガイダンス参加により本学の情報を発信し、高校の学校長、教頭、進路指導教諭及び高校生に本学の理解や認知度を高めてもらう必要がある。

<主な取り組み>

- 本学をPRするため、県内外の高等学校を教職員が訪問し、学校案内や学生募集資料などで説明する。
- 本学教員が県内外の高校で実施される進路ガイダンスに参加し、本学の情報を発信するとともに、認知度を高める。
- 授業体験ができる「オープンキャンパス」や、学校概要説明及び施設見学を行う「学校見学会」を、年間を通じて定期的・継続的に開催し、学校の魅力を直接感じてもらう。
- 本学のホームページで学校見学会やオープンキャンパスの開催情報を迅速に公表し、Webでの申し込み手続きを進める。
- 学校資料請求者のリストを整備するとともに、学校見学会やオープンキャンパス等の情報提供を行う。
- 入学願書のオンライン申請化等により、出願手続きの利便性を高める。
- 入学予定者に対し、本学での学修準備のため、基礎学力を確認するとともに、本学での学修に必要な基礎知識を整理するための学習指導を行う。

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

(1) 学生の確保

② 多様な広報戦略による学校PR

<現状>

- 本学の魅力を広く発信するために、本学のホームページにおける各種情報の提供、Facebook や Instagram といった SNS による学生のリアルな声や日々の学校生活などの情報発信を行っている(表2)。
- インターンシップ報告会等の各種報告会などの本学行事をライブ配信やアーカイブ配信することにより、本学の活動を多くの方に視聴いただく取組みを行っている。
- 学校行事について、積極的にプレスリリースを行い、広く活動をPRしている。

表2 本学公式ウェブサイト、SNSによる情報発信状況(令和6年度)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
Web 教員ブログ	25	34	26	28	16	25	40	22	27	23	17	13	296
Facebook	27	39	33	24	21	21	35	22	27	16	20	19	304
Instagram	41	49	50	33	31	25	39	28	28	20	21	30	395

<課題>

- 本学の魅力について国内外に積極的にPRするため、多様な広報媒体を有効に活用する必要がある。
- 特に高校生等の若い世代は、ウェブサイトや SNS などのビジュアルコンテンツの活用が効果的であり、積極的な情報発信が必要である。

<主な取組み>

- 本学ホームページで3つのポリシー(DP・CP・AP)やシラバスを公表し、入学希望者に本学の教育内容についての理解を深めてもらう。
- 本学ホームページでトピックス、教員ブログ等を積極的に掲載し、本学の魅力を発信する。
- Facebook、Instagram等のSNSを活用し、学生のリアルな声や日々の学内の様子を発信することで、学生生活のイメージを具体的に伝える。
- 定期的に、本学ホームページの閲覧数や閲覧の多いコンテンツを確認することで、掲載内容の改善を図る。SNSのフォロワー数も定期的に確認する。
- 本学在学学生から出身高校へ学生生活、授業等を紹介する母校メッセージを発信する。
- インターンシップ報告会等の各種報告会など、本学行事をライブ配信やアーカイブ配信することにより、本学の取組みをPRする機会を増やす。
- Web、フリーペーパー等におけるオープンキャンパスなどの学生募集活動の広告を行う。
- 教育活動に関わる学校行事をプレスリリースするとともに、マスメディアに対して本学の行事・学修成果発表等の情報を積極的に提供する。
- ぎふワールド・ローズガーデンやアクティブG(JRぎふ駅構内)など学外で開催される各種イベントへの参加や花飾りによる学校PR活動を実施する。
- 職業実践専門課程の基本情報を毎年度の確に公表し、認定校としての強みを積極的にPRする。

- 本学での学修の成果を発揮するため、「全国造園デザインコンクール」、「緑の環境プラン大賞」、「ガーデンコンテスト」等の外部コンクールに積極的に応募する。＜再掲＞
- 資格、検定、競技大会等の結果（合格者数、合格率など）をホームページやパンフレット等で公表し、入学希望者や業界関係者に本学の資格取得等に対する取組み状況を示す。
- 自治体が主催する地域イベントやフェスティバルに積極的に参加し、協力する。学生がボランティアとして参加することで、地域住民との交流を深め、社会貢献の意識を高めることができる。また、専門学校の活動や成果を地域社会にアピールする良い機会とする。
- ぎふワールド・ローズガーデンにおいて販売・展示を実施し、本学の活動や取組みを来園者等にPRする。
- 全国都市緑化ぎふフェアや国際園芸博覧会等の全国規模の花と緑のイベントに参加することで、本学のPRを行うとともに、学修の成果を広く披露する。

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

(1) 学生の確保

③ 農業高校との連携強化

<現状>

- 本学への入学者の67%を占める農業高出身の学生募集のため、県内の農業高校を中心に複数回、高校を訪問し、進路指導教諭等との情報交換を行い、連携を強化している(表3)。
- 高校での「花と緑の連携授業」を令和6年度は、県内農業高校5校、県外高校1校、延べ13回実施し、338名の高校生に本学の教員が連携授業を行った。

表3 県内農業高校への月別訪問回数(令和6年度)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
12	2	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	17

<課題>

- 近年、農業高校からも4年制大学に進学する生徒が増えており、一層本学の魅力を伝え、本学教員と農業高校の各学科の教諭や進路指導教諭との連携強化が必要である。
- 農業高校との情報交換を密にして、農業高校の生徒の進路の傾向や進学に関するニーズなどを把握し、本学の学生確保対策に活かす必要がある。

<主な取組み>

- 農業高校には本学教員が年間を通して定期的に学校訪問を実施し、情報提供、情報収集を行い、農業高校教員、特に進路指導教員とのネットワークを強化する。
- 高校の授業を本学教員が講師として受け持ち、花と緑に関する魅力ある授業を展開する「花と緑の連携授業」を積極的にPRし、実施する。
- 県内農業高校2年生を対象に、本学の学校紹介や体験実習等を行う「緑の学園」を農業関係高等学校校長会、農業大学校と連携して実施する。
- 日本造園建設業協会等が開催するキャリア教育講座に県内農業高校の関連学科の生徒の参加を促す。
- 県内農業高校と連携し、学年・学科単位での学校見学を行い、多くの生徒に本学への理解を深めてもらう取組みを行う。
- 農業高校との花と緑に関する課題の共同研究・活動を積極的に実施する。
- 「岐阜県域の農林業教育機関の連携に関する覚書」に基づき開催される「岐阜県域農林業教育システム連携協力会議」に参加し、情報交換を行う。また、「岐阜県域農林業教育システム研究発表交流会」に本学学生が積極的に参加する。
- 県教育委員会、県農政部、農業高校、農業大学校、本学が一堂に会する「新規就農者の育成に向けた学校教育情報交換会」を開催し、高校の取組みや高校生の進路状況を把握するなど担い手育成に係る情報を収集する。

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

(2) 実践的な職業教育の提供

■本学のカリキュラムについて

- 本学の教育目標は花と緑に関する高度な知識と技術を持ち、産業を現場で支える担い手として活躍する実務者を育成することである。
- マイスター科に「花き生産コース」、「花き装飾コース」及び「造園緑化コース」を置き、より専門性を高めるとともに、実務や技術に裏付けられた知識・技能を修得するためのカリキュラムを編成している(図 13)。
- 専攻コースは、学生と教員等との話し合いを踏まえ、学生の希望を優先する中で、適性にも配慮し、第1学年後学期からいずれかの専攻コースを選択する。
- 修了要件は2年間の修得時数 1,800 時間であり、第1学年において 900 時間以上の科目を修得した者について進級を認める。令和7年度における必修科目の開講時間数は 1,335 時間で、選択科目は 1,635 時間から選択する。

【必】…必修科目 【選】…選択科目

分野	1 年次		2 年次	
	前 期	後 期	前 期	後 期
花き生産流通	・栽培・生産論【必】 ・植物生理学【必】 ・花き生産実習【必】 ・園芸流通概論【必】	・イベント販売実習【必】 ・生産マネジメント実習Ⅰ【選】 ・生産課題解決演習Ⅰ【選】	・生産マネジメント実習Ⅱ【選】 ・生産課題解決演習Ⅱ【選】 ・基礎育種学【選】	・スマート農業研修【選】
花き装飾	・園芸装飾実習Ⅰ【必】 ・フラワーデザイン実習Ⅰ【必】 ・3級園芸装飾技能検定対策実習【選】 ・3級フラワー装飾技能検定対策実習【選】	・園芸装飾実習Ⅱ【選】 ・フラワーデザイン実習Ⅱ【選】	・フラワー装飾実習【選】 ・ウェディング実習【選】 ・フューネラル実習【選】 ・装飾技術スキルアップ実習【選】 ・2級園芸装飾技能検定対策実習【選】 ・2級フラワー装飾技能検定対策実習【選】	・フラワービジネス演習【選】
造園緑化	・造園学概論【必】 ・花修景実習Ⅰ【必】 ・造園施工・管理実習Ⅰ【必】 ・3級造園技能検定対策実習【選】	・花修景実習Ⅱ【必】 ・造園施工・管理実習Ⅱ【選】 ・測量実習【選】 ・製図実習【選】 ・CAD製図実習【選】 ・イベントディスプレイ実習【選】	・花修景実習Ⅲ【選】 ・造園施工・管理実習Ⅲ【選】 ・造園総合実習【選】 ・2級造園技能検定対策実習【選】 ・造園工学・施工論【選】	・造園積算・施工管理演習【選】 ・造園設計演習【選】 ・公園・緑化概論【選】
植物管理	・植物管理基礎実習Ⅰ【必】	・植物管理基礎実習Ⅱ【必】	・植物管理基礎実習Ⅲ【必】	
国際性	・Global Communication in HorticultureⅠ【必】	・Global Communication in HorticultureⅡ【必】	・海外視察研修【必】	
マーケティング	・商品動向リサーチⅠ【必】	・商品動向リサーチⅡ【必】 ・商品開発演習【選】	・SNSプロモーション【選】	・植物ビジネス論【選】
マネジメント		・キャリアデザインⅠ【必】 ・起業・経営シミュレーション【必】	・キャリアデザインⅡ【必】 ・基本簿記【選】	
文化・利用		・園芸色彩学【選】 ・いけばな【選】 ・園芸福祉論・実習【選】	・園芸文化研修【選】 ・盆栽実習【選】	
就業体験		・インターンシップⅠ【必】	・インターンシップⅡ【選】	・インターンシップⅢ【必】
課題解決				・卒業研究・卒業制作【必】

図 13 令和7年度の授業のカリキュラム

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

(2) 実践的な職業教育の推進

① 職業教育の質の保証・向上

<現状>

- 令和7年度のカリキュラムでは、講義の授業時間数390に対し、実習・演習の授業時間数2,580と、その比率は1:6の実践重視型となっている。
- インターンシップは2年間で330時間を設け、職業人として卒業後速やかに対応できるカリキュラムとしている。令和6年度のインターンシップ派遣先は61の企業等で、県内が29、県外が32となっている(図14)。
- 実践的な教育の質の保証・向上を目指すため、企業、業界団体、学識経験者等で構成する「国際園芸アカデミー教育課程編成委員会」を開催し、委員会での意見等を踏まえ、業界等のニーズに対応した教育課程の編成を行っている。
- 令和4年度に内部質保証に関する基本方針を定め、学内に「内部質保証推進委員会」及び「自己点検・評価委員会」の2組織を置き、実施体制を整えた。

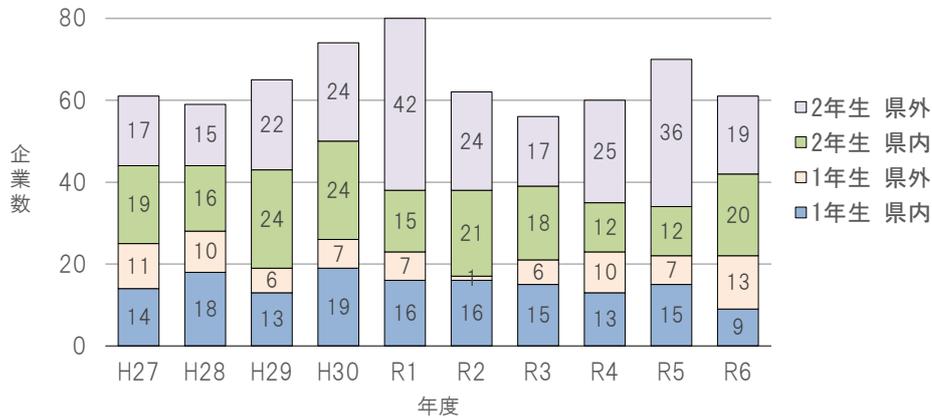


図14 インターンシップにおける年度別の派遣先

<課題>

(教育課程の編成と授業等の充実)

- 職業実践専門課程として、花と緑の業界との連携を強化し、業界のニーズを的確に把握する中で、最新の実務の知識・技術・技能を身に付けられる実践的な教育を提供する必要がある。

(教職員の能力・資質向上)

- 教員は、業界の最新情報や技術を常にアップデートする必要がある、指導力・技術力などの資質向上を図る研修の受講や業界との連携をより強化し、指導力の向上に努める必要がある。

<主な取り組み>

(教育課程の編成と授業等の充実)

- 学修成果の評価の目的、達成すべき水準等を定めたアセスメント・ポリシーを策定しており、アセスメント・チェックリストに基づいた定期的な評価を実施するとともに、必要な改善を行う。

- 企業、業界団体、学識経験者等で構成する「教育課程編成委員会」を開催し、業界等のニーズを把握する中で、カリキュラムの見直し、授業改善など、実践的な教育の質の保証・向上を推進する。
- 職業実践専門課程の基本情報を毎年度の確に公表し、認定校としての強みを積極的にPRする。〈再掲〉
- 大学等との制度的整合性を高める措置として、授業時数制度から単位制へ移行することで、大学編入の円滑化によるリスクリングの機会拡大や、学修成果の適切な評価につなげる。
- 授業の質を評価するため、全ての教員の授業観察を行い、授業の改善につなげる。
- 起業・経営の多角的な学びの機会を創出するため、県内農業生産法人や花と緑の産業界の経営者を講師とした「起業・経営シミュレーション」で、会社設立を想定した起業・経営論を学ぶ。
- 商品プロデュース力を強化するため、市場に流通する商品の動向調査する「商品動向リサーチ」、新商品の企画・生産する「商品開発演習」、販売プロモーションを制作する「SNSプロモーション」を体系的にカリキュラムに位置付ける。
- 本学のサテライト施設であるぎふワールド・ローズガーデン実践教育フィールド及び実習フィールドを活用し、座学及び販売・展示、庭園制作等の実践的な授業を実施する。
- 教員と企業との連携強化によりインターンシップ先を拡大する。
- 現場の状況を学ぶため、花き生産農家や、市場、公園施設等の視察機会を増やすなど、より実践的な職業教育に取り組む。
- 「ぎふ花と緑の振興コンソーシアム」を構成する企業等と連携し、スマート農業技術や関連業界の最新技術を修得する研修機会を創出する。
- 本学での学修の成果を発揮するため、「全国造園デザインコンクール」、「緑の環境プラン大賞」、「ガーデンコンテスト」等の外部コンクールに積極的に応募する。〈再掲〉
- 女性の活躍推進のため、園芸業界・海外で活躍している女性による授業を開催する。
- 職業人生を主体的に構想・計画するキャリアデザイン、ビジネスマナー、マネジメントやコミュニケーション能力等の業界が必要とする資質向上に資する授業や特別講座を充実する。
- 業界で活躍する卒業生が外部講師等として授業を実施できるようネットワークを構築する。
- 「卒業研究・卒業制作」の時間を減らし、新カリキュラムにおいて選択科目を増やすことにより、学生の実践的な学習能力を伸ばす。

(教職員の能力・資質向上)

- 最新技術習得と人的ネットワーク構築に向け、各教員が複数の企業で多角的に「企業研修」を実施する。研修後は、報告会で研修成果を報告・共有するとともに、授業で活用する。
- 教員が園芸・造園系大学等での派遣研修や専門分野及び指導力向上に資する国・県等主催の講習や研修へ参加することで、教育水準の向上を図る。
- 前期末、後期末の年2回、全開講科目を対象に学生による授業評価アンケートを実施し、結果を教員にフィードバックする。教員は自己評価を実施し、授業改善につなげる。
- 農業大学校等との公開授業や教員間の相互交流を実施する。
- 職員は能力開発を促進するため、岐阜県職員研修所主催の各種研修等を受講する。

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

(2) 実践的な職業教育の推進

② 技能検定等資格取得の推進

<現状>

- 花と緑の業界で必要とされる国家資格や民間の資格を取得するため、2級及び3級の技能検定（フラワー装飾職種、室内園芸装飾職種、造園職種）対策実習や、園芸福祉論・実習を選択科目に設定し、毎年多くの学生が資格を取得している（表5）。
- 技能検定実習では、関係業界から外部講師を依頼し、検定を想定した実践的な実習を行っている。
- 花と緑に関する民間資格の紹介や取得支援、小型車両系建設機械運転の安全講習を隔年で実施するなど、在学中の資格取得や安全講習受講の機会を提供している。

表5 主な資格の取得実績

資格名（認定機関）			令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			受検者数	合格者数	受検者数	合格者数	受検者数	合格者数
フラワー装飾技能士 （厚生労働省）	3級	学科	4	4	7	7	10	10
		実技	6	6	7	7	13	13
	2級	学科	5	5	9	9	11	11
		実技	5	5	9	8	11	10
園芸装飾技能士 （厚生労働省）	3級	学科	4	4	10	10	7	7
		実技	4	4	10	10	7	7
	2級	学科	0	0	1	1	1	0
		実技	0	0	1	1	1	1
造園技能士 （厚生労働省）	3級	学科	4	3	9	8	5	5
		実技	4	4	8	8	4	4
	2級	学科	6	5	4	3	6	5
		実技	5	5	4	1	6	3
造園施工管理技士 （国土交通省）	2級	学科	6	6	13	5	4	2
初級園芸福祉士 （NPO 日本園芸福祉普及協会）			7	6	14	14	14	14

<課題>

- 花と緑の業界における即戦力として活躍するため、在学中における技能士等の資格取得や安全講習の受講を支援する必要がある。
- 毎年度、多くの学生が技能検定に挑戦するが、年度によって合格率の変動が大きいため、合格率100%を目指した指導内容の改善を図る必要がある。

<主な取組み>

- 関連業界から招いた外部講師によるフラワー装飾技能検定、園芸装飾技能検定、造園技能検定、造園施工管理技士、初級園芸福祉士等の資格対策実習・授業を実施する。
- 技能検定試験等の出題傾向や過去問を分析し、頻出問題や重要項目に焦点を当てた学習プログラムに改善を図る。また、実践的な演習を多く取り入れ、実際の試験形式に慣れることができるようなトレーニングを提供する。

- 学生一人一人の学習状況や理解度に応じた個別指導を行い、個別のアドバイスやフィードバックを提供することで、学生が自己の課題を明確にし、効率的に学習を進めるようにする。また、個別指導を通じて学生のモチベーションを高める。
 - 学生の技能検定等のレベル向上につなげるため、「技能五輪全国大会」のフラワー装飾職種、造園職種や「若年者ものづくり競技大会」（造園職種）等の全国レベルの競技会の出場を目指して指導する。
 - 資格、検定、競技大会等の結果（合格者数、合格率など）をホームページやパンフレット等で公表し、入学希望者や業界関係者に本学の資格取得等に対する取組み状況を示す。
- <再掲>

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

(2) 実践的な職業教育の推進

③ 学生への多様な支援

<現状>

- マイスター科での2年間の授業料等の費用は、専攻コース等により異なるが、約100万円である(表6)。
- 学生への経済的な支援として、開学以来、株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行による本学独自の奨学金制度を設け、奨学金を給付するとともに、令和5年度、6年度には、連携・協力協定を締結する企業等による新たな奨学金制度を創設した(表7)。
- 独立行政法人日本学生支援機構からの給付奨学金や貸与奨学金についての手続きを支援しており、多くの学生に奨学金が給付されている(表8)。
- 授業料等(授業料、入学試験料及び入学金)については、「大学等における修学の支援に関する法律」及び「岐阜県立国際園芸アカデミー条例」に基づき全部若しくは一部を免除することができ、近年、この制度を利用する学生が増えている。
- 生活面での支援では、学校保健安全法に基づく学生の健康診断を毎年1回実施するとともに、学校医による問診や健康指導を実施している。

表6 マイスター科(2年間)の入学金及び在学中の費用(令和7年4月1日現在)

区 分	金 額	備 考
入学試験料	17,000 円	
入学金	169,200 円	
授業料(年間)第1学年	118,800 円	年2回に分けて1/2ずつ納入
授業料(年間)第2学年	118,800 円	年2回に分けて1/2ずつ納入
教材費・実習費(実費)	約15~30万円	専攻コース等により金額は異なる
海外視察研修費用	約30万円 (令和6年度)	行先:シンガポール、時期:第2学年前学期 ※情勢変化により費用が増加することがある
合 計	約100万円	専攻コース等により金額は異なる

表7 奨学金の状況(国際園芸アカデミー独自の奨学金)

支援団体	大垣共立銀行	十六銀行	昭和造園土木株式会社	I M A	株式会社 岐阜庭園
支援対象	1年次に決定	1年次に決定	1年次に決定	1年次に決定	1年次に決定
採用人数	1名以内	1名以内	1名以内	1名以内	1名以内
支援方法	給付	給付	給付	給付	給付
支援金額	年間 55,800 円	年間 55,800 円	年間 60,000 円	年間 50,000 円	年間 60,000 円
支援期間	2年間	2年間	2年間	2年間	2年間
給付者数	令和2年度	1人			
	令和3年度	1人			
	令和4年度	1人			
	令和5年度	1人		1人	
	令和6年度	1人		1人	1人
延べ人数※	21人	21人	2人	2人	1人

※延べ人数は、平成16年度開学からの給付者数の合計

表 8 奨学金の状況（独立行政法人日本学生支援機構）

支援団体	独立行政法人日本学生支援機構			
支援対象	全学生			
採用人数	日本学生支援機構の基準による選考			
支援方法	貸与(無利子)	貸与(有利子)	給付	
支援金額	<自宅> 月額2~4.5万円 <自宅外> 月額2~5.1万円	月額2~12万円 のうち1万円単位 で選択	<自宅> 月額2万円 <自宅外> 月額3万円	
支援期間	2年間	2年間	2年間	
給付者数	令和2年度	1人	4人	5人
	令和3年度	1人	3人	0人
	令和4年度	1人	1人	5人
	令和5年度	3人	2人	1人
	令和6年度	3人	4人	5人
延べ人数※	28人	52人	17人	

※延べ人数は、平成16年度開学からの給付者数の合計

<課題>

(経済的な支援)

- 家計が困窮しているなどの学生が安心して学べるよう、授業料免除や本学独自の奨学金の給付、日本学生支援機構奨学金の給付等に係る手続きの支援を行う必要がある。

(学生生活の支援)

- 学生が心身ともに健康な学校生活を送れるよう、健康管理や、一人暮らしを始めた学生への生活環境に対する情報提供などの支援が必要である。

<主な取組み>

(経済的な支援)

- 株式会社大垣共立銀行、株式会社十六銀行の奨学金支給についての支援を行う。
- 連携・協力協定を締結した市町村、企業において奨学金制度の創設や寄附金による学生支援を推進する。
- 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金給付又は貸与の手続きを支援する。
- 「岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則」に基づく、授業料、入学試験料及び入学金の減免について、学生の手続きを支援する。
- 就農を予定している学生に対し、国又は県の就農研修に係る給付事業の活用を支援する。

(学生生活の支援)

- 学校保健安全法に基づく学生の健康診断を毎年1回実施する。本学学校医には、必要に応じて学生の健康状態を報告し、健康指導を受ける。
- 自宅から通学が困難な学生に対し、近隣の民間アパートに関する情報やアルバイトの情報を提供するなど、学生の生活環境への支援を行う。

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

(2) 実践的な職業教育の推進

④ 社会貢献・地域貢献の活動強化

<現状>

- 地域とのつながりを深めるため、市町村との連携・協力協定に基づいた花と緑に関する支援活動や、地域との交流活動に取り組んでいる。
- 学生ボランティアの依頼があった団体等との調整や、活動の評価など、学生のボランティア活動を支援している(表9)。

表9 学生のボランティア活動状況

令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
活動回数	参加人数	活動回数	参加人数	活動回数	参加人数	活動回数	参加人数
32(4)	108(28)	41(4)	176(25)	25(4)	122(33)	22(5)	129(33)

※()は、オープンキャンパス、緑の学園、生涯学習講座に係る内数

<課題>

- 本学の持つ専門的な知識や技術を活かし、連携協力・協定等に基づく市町村等のニーズに応える取組みを強化する中で、社会貢献、地域貢献活動に取り組み、地域社会とのつながりを深める必要がある。
- 学生のボランティア活動への主体的な参加を促し、リーダーシップや問題解決能力を養うとともに、社会貢献、地域貢献に対する意識を高めるため、学校としてのサポート体制を整え、必要な資源や指導を提供する必要がある。

<主な取組み>

- 地域社会とのつながりを深めるため、市町村との連携・協力協定に基づき、行政及び住民と協力し、地域が抱える花と緑に関する課題に取り組む。
- 持続可能な社会の構築とSDGsの達成に向けて、地域社会が抱える課題に着目し、企業との共同研究などに積極的に取り組み、成果を示す。
- 花と緑の関連イベントや、花育、ワークショップ等の地域活動など、学生が主体的に参加するボランティア活動を支援し、学生の社会貢献・地域貢献に対する意識の醸成を図る。また、ボランティア活動の定着状況を踏まえ、ボランティア活動の履修科目単位への振替制度を導入する。
- 自治体が主催する地域イベントやフェスティバルに積極的に参加し、協力する。学生がボランティアとして参加することで、地域住民との交流を深め、社会貢献の意識を高めることができる。また、専門学校の活動や成果を地域社会にアピールする良い機会とする。<再掲>
- 本学学園祭「なんじゃ祭」での花販売や体験教室などを通じ地域住民との交流を深める。
- ぎふワールド・ローズガーデンにおいて販売・展示を実施し、本学の活動や取組みを来園者等にPRする。<再掲>
- 全国都市緑化ぎふフェアや国際園芸博覧会等の全国規模の花と緑のイベントに参加することで、本学のPRを行うとともに、学修の成果を広く披露する。<再掲>
- 学術研究活動やボランティア等の社会活動において、特に顕著な功績をあげた学生を表彰する。
- 卒業生の社会的な活躍及び評価の把握に努め、関連業界や地域・社会の発展に貢献した卒業生を表彰する。

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

(3) 就職指導の強化

■求人状況

- 本学への求人票提出企業数は、平成 29 年度から令和元年度までは 100 社以上であったが、令和 2 年度以降のコロナ禍においては 80 社前後となった。しかし、令和 6 年度は、120 社を超える企業からの求人があり、各業界における労働力不足を反映している。
- 平成 27 年度から令和 6 年度までの求人会社数延べ 917 社における県内、県外別割合では、県内 278 社 (30.3%)、県外 639 社 (69.7%) となっている (図 15)。また、業種別では「造園」が最も多く 445 社で、全体の 5 割ほどを占めている (図 16)。
- 学生のインターンシップ先や求人票を本学に提出している企業等が出席する企業説明会を令和元年度から開催するなど、学生と企業が接する機会を設けるとともに、教職員が企業と密に連携し、学生の個別の相談に応じ、企業と学生のマッチングを行っている。

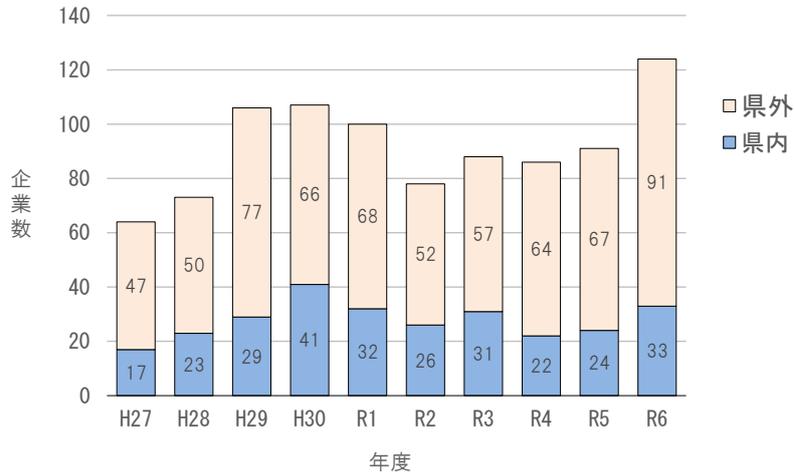


図 15 求人票企業数 (地域別)



図 16 求人票企業数 (業種別)

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

(3) 就職指導の強化

① 就職率 100%の達成

<現状>

- マイスター科における卒業実績は、入学年度が平成 16 年度から令和 5 年度までの 20 年間で 377 人となっており、進路が明確な 365 人の内訳は、起業が 2 人、就職が 346 人、進学・研修が 17 人となっている（図 17）。
- 20 年間での起業及び就職者 348 人を業種別で見ると、「生花店・園芸店・装飾」が 161 人(46.3%)、「造園設計・施工」が 80 人(23.0%)、「生産者・生産法人」が 30 人(8.6%)、「公務員・団体職員」が 29 人(8.3%)、「公園管理運営」が 28 人(8.0%)と続き、実践技術を修得した実務者として即戦力となっている（図 18）。
- 県内外別では県内が 145 人(41.7%)、県外が 203 人(58.3%)となっている（図 19）。
- 直近 5 か年の就職希望者の就職率は、入学年度が令和元年度、令和 3 年度、令和 5 年度の学生は 100%、令和 2 年度の学生は 93%、令和 4 年度の学生は 89%となっている。

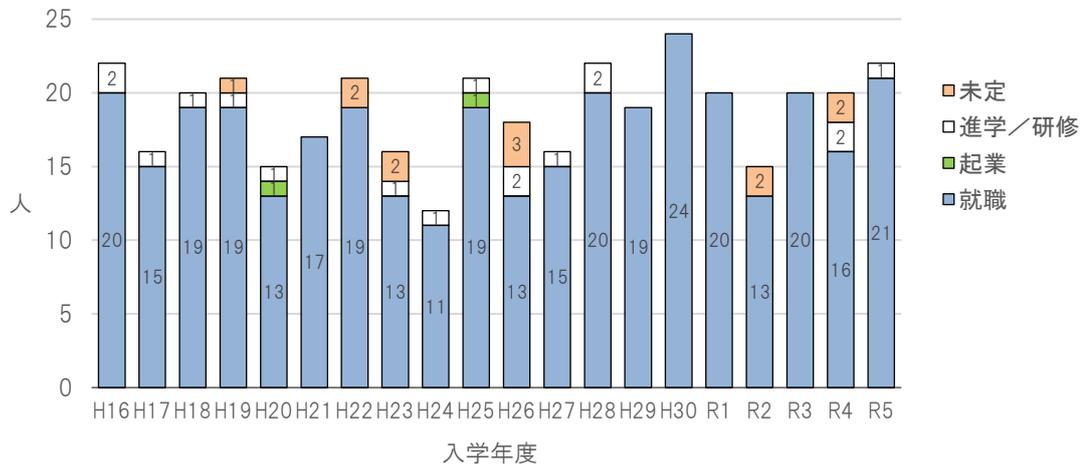


図 17 卒業生の進路

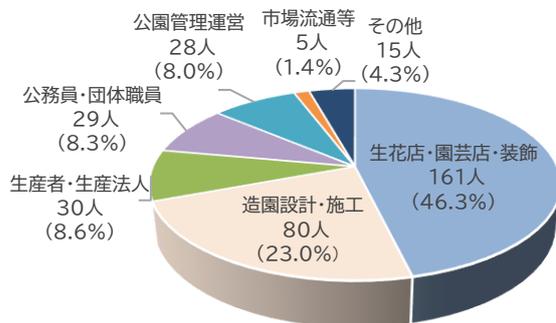


図 18 業種別人数

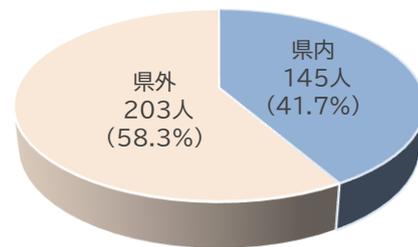


図 19 就職先の地域

(図 10 及び図 11：入学年度：平成 16 年度～令和 5 年度 起業及び就職者数 348 人の内訳)

<課題>

- 本県の花と緑の産業発展に寄与する人材の就職率 100%の達成及び県内企業への就職率を高めていくため、就職指導の強化が必要である。
- 就職先として企業とのつながりを強化するため、幅広いインターンシップの機会を提供する必要がある。
- 企業説明会等を開催し、企業と学生とのマッチングを支援する必要がある。
- キャリア教育のカリキュラムを充実させ、学生が自己分析やキャリアプランニングを効果的に行えるように指導するとともに、ビジネスマナーやコミュニケーション能力、マネジメントスキルなど、業界が求める資質を育成する必要がある。

<主な取り組み>

- インターンシップでは、企業からの学生に対する評価票とあわせて、業界で必要とする人材、技能、資格等についての意見を求め、就職指導の改善につなげる。
- 求人票を本学に提出している企業等が出展する企業説明会を開催し、学生と企業が直接交流できる機会を提供する。
- 連携・協力協定を締結した市町村の企業説明会を開催する。
- 連携・協力協定を締結した市町村や企業からの情報提供により、インターンシップ先や県内での就職先を拡大する。
- 就職に直結する実践的な授業として「キャリアデザイン」を充実させ、ビジネスマナーやコミュニケーションスキル、プレゼンテーション能力など、職場で求められるスキルを身に付けるための授業を行う。また、グループワークやプロジェクトベースの学習を通じて、チームワークや問題解決能力を養う。
- 本学卒業後、1年及び3年経過した卒業生に対しアンケートを実施し、就労状況の把握に努め、本学のカリキュラムや就職指導の改善の参考とする。
- ホームページで卒業生の就職状況や活躍状況等について、情報提供を行う。
- 就職後、離職した卒業生や転職を考えている卒業生に対しては、卒業後も教職員に相談できる体制を整える。また、教職員間での情報を共有する。
- 卒業生とのネットワークを活用し、OB・OGが現役学生に対してアドバイスやサポートを行う仕組みを整える。成功した卒業生の体験談やキャリアパスを共有することで、学生は具体的な目標を持ちやすくする。また、OB・OGが就職活動のノウハウを伝えることで、現役学生がより効果的な就職活動を展開できるようサポートする。

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

(3) 就職指導の強化

② 産学連携体制の構築

<現状>

- 花と緑の業界や企業が開催する技術講習会や視察研修に参加するなど、業界との連携を図る中で、就職指導の強化に取り組んでいる。
- 産学界の有識者に委員として「学校関係者評価委員会」、「教育課程編成委員会」に参画いただき、業界のニーズや求める人材などについて把握に努めている。

<課題>

- 授業外での企業研修への参加や連携・協力協定締結による教員の企業研修派遣など、更なる業界との連携強化や産学連携体制の構築を推進し、就職指導の強化に取り組んでいく必要がある。

<主な取組み>

- 花き園芸・流通業界、造園緑化業界との課題研究、技術研修や講師の相互派遣等により、連携体制を強化する。
- 企業等で活躍する卒業生から、仕事への向き合い方や必要とされるスキル等学生がアドバイスを受ける「花と緑の意見交換会」を開催する。
- 教員の企業派遣研修、学生のインターンシップの実施を通じて、就職に係る企業との連携強化を図る。
- 産学界の有識者に委員として「学校関係者評価委員会」、「教育課程編成委員会」に参画いただき、業界のニーズ等を調査し、就職指導の強化につなげる。
- 教育の質を高めるため、岐阜大学教員等の多様な講師による授業を実施する。
- 授業への県産花きの活用等による花き生産業界との連携を強化する。
- 同窓会組織を通じ、SNS 等を活用した卒業生からの情報収集を行う。

1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成

(4) 国際感覚を備えた人材の育成

<現状>

- 本学では、学生が今後、海外を含めて幅広く活躍できるように国際感覚を身に付けるため、令和4年9月に「岐阜県立国際園芸アカデミー国際交流計画」を策定した。
- マイスター科2年生の必修科目として「海外視察研修」を平成17年度から開講し、イギリス等欧州の園芸事情を調査、研修してきた。コロナ禍で一時、国内研修に振り替えていたが、令和6年度から再開し、令和6年度はシンガポールでの研修を行っている。
- フランスのヴェルサイユ国立高等造園学校附属研究所所属研究員との連携により、令和元年12月、令和4年5月にフランスでの現地調査を実施し、令和6年9月には、学長がフランスの園芸・造園学校2校を訪問し、相互交流に向け意見交換を行った(表10)。
- 令和6年10月に、中国の成都農業科学技術職業学院と「日中園芸・ガーデニングマスター育成技能研修プロジェクトに関する協定」を締結し、技術交流を行うこととした。
- 令和6年3月には、ブリティッシュ・コロンビア大学(カナダ)の植物園関係者が来校し、本学を案内するとともに、情報交換を行った。
- 外国人留学生の受入れにも取り組んでおり、開学以来3名の留学生が入学した。

表10 フランスとの交流経過

区分	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
派遣	12月 (学長、教務課長) ・ヴェルサイユ宮殿庭園 ・ヴェルサイユ国立高等造園学校 ・アグロ・レンヌ=アンジェ研究所		5-6月 (学長) ・ヴェルサイユ国立高等造園学校 ・モレヴリエ東洋公園 ・アルベル・カーン庭園 等		9月 (学長) ・ル・フレンヌ農業促進・職業訓練センター ・ロマン農業促進・職業訓練センター ・ヴォール・ヴィコント庭園 等
受入		3月 ヴェルサイユ国立高等造園学校の学生2人		4月 ・ル・フレンヌ農業促進・職業訓練センターの学生1人	

<課題>

- 学生が今後、海外を含めて幅広く活躍できるように国際感覚を身に付けるため、令和4年9月に制定した「岐阜県立国際園芸アカデミー国際交流計画」に基づき、フランスや中国など海外の教育機関等との連携と、人的・技術的交流を推進する必要がある。
- 外国人留学生の受入れを促進するため、広報活動を強化するとともに、学内での受入れ体制を整備する必要がある。

<主な取組み>

- 令和4年9月に策定した「岐阜県立国際園芸アカデミー国際交流計画」が掲げる目標及び各施策を推進する。
- 学生の国際感覚を養うため、海外の有名庭園や花き流通施設等を視察する海外視察研修を実施する。
- ヴェルサイユ国立高等造園学校附属研究所所属研究員との連携・情報交換を強化し、本学とフランスの園芸・造園系教育機関との相互交流について合意を得る。
- 合意ののちは、本学学生及び教職員の視察調査や研修・派遣及び研修生・研修職員の本学への受入れに際し、具体的な計画を調整する。

- 本学への留学生の円滑な受入れと交流活動の促進を図るため、「岐阜地域留学生交流推進協議会」に参加し、県内の教育機関等との連携体制の強化を図る。
- 留学生の受入れにあたっては、適切な在留管理を行うとともに、「留学生の手引き」を配布し生活指導担当者を定めるなど、留学生の学修・生活指導についての体制を整備する。
- 本学公式ウェブサイト上における外国人留学生の募集案内をわかりやすくし、閲覧者が入試情報を入手しやすくする。
- 中国の成都農業科学技術職業学院との協定に基づき、教員又は学生の技術交流を実施する。
- 海外で仕事をしている卒業生や海外派遣研修を経験した卒業生による在校生に向けた海外事情や経験談等の報告会を開催する。
- 海外の教育機関等への派遣調査結果や相互交流の成果、本学学生の卒業研究・卒業制作、企業等との共同研究、海外視察研修等の成果を英訳し、ホームページや SNS を活用し情報発信する。

2 花と緑のまちづくりにつながる社会人教育と生涯学習の推進

(1) 社会人教育及び生涯学習講座の充実

<現状>

- 本学の基本方針は、「岐阜県の花と緑の産業に寄与する学校」であり、組織として「人材育成部門」と「生涯学習部門」を置いている。
- 生涯学習部門では、県民に開かれた学校として、教育資源や施設を活用し、県民から花と緑の産業に携わっている社会人実務者までを対象に、花づくりから花飾り、緑化や造園、植物の利用など幅広い講座を開設している。
- 生涯学習講座は、本学の教員が講師を務め、業界や地域との連携を強化するなど講座運営の見直しを図り、花と緑に関心のある人向けの「一般向け講座」と社会人を対象とした「実務者向け講座」の区分で開催している。
- 現在の生涯学習講座の開催形態に移行した平成21年度から令和6年度までの開催講座数は延べ266講座となり、参加者数は延べ4,642人となった(図20, 21)。
- 令和6年度は、一般向け講座7講座、実務者向け講座20講座を開催し、505人の募集定員に対し、延べ379人の参加があった(募集定員に対する充足率75.0%) (表11)。

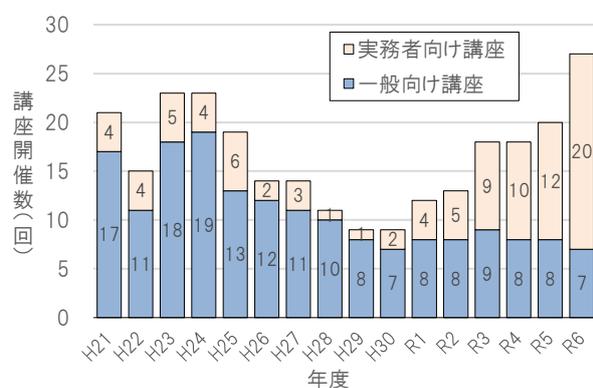


図20 講座の開催数

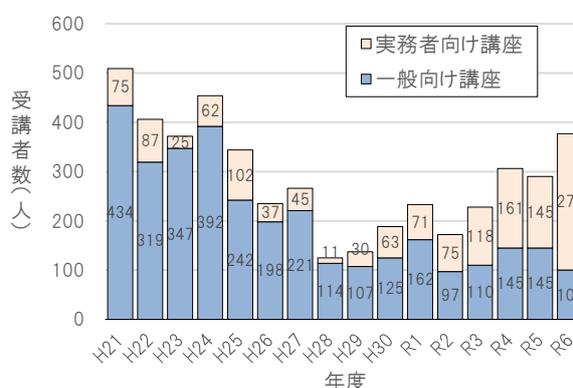


図21 講座の受講者数

<課題>

(一般向け講座)

- 生涯学習講座のうち、「一般向け講座」は、県内の花や緑に対する関心の高い方々に人気の高い講座として定着しているが、それに加えて、夏休みなどにおいて、より多くの小中学生が参加できる講座を検討していく必要がある。

(実務者向け講座)

- 社会人教育の充実を図るため、企業や自治体等の実務者向けに開催する「実務者向け講座」は、年々変化する業界関係者のニーズに応えられる内容に随時見直し必要がある。
- 学生が本学を卒業後、更に幅広い基礎知識や技術力の向上等を図るための支援体制づくりが必要である。

<主な取組み>

(一般向け講座)

- 市町村との連携・協力協定に基づき、市民向け講座を開催する。
- 親子や夫婦、小中学生を対象に、季節ごとに楽しめる講座や体験型の講座を充実させる。
- 受講者アンケートによる満足度などを調査し、次年度の講座見直しを図る。

- メディア等への生涯学習講座の情報提供やチラシの作成、広報誌への掲載などにより、募集定員に対する充足率を高める。
- 講座開催に係る申込みの受付や事前準備など業務の外部委託を推進し、受講申込みの効率化を図る。

(実務者向け講座)

- 実務者向け講座では、公園の管理運営講座、公園緑地法令講座、園芸福祉サポーターフォローアップ講座等に加え、花の歴史やマナーリテラシー講座など、関係者のニーズを踏まえた講座を拡充して開催する。
- 実務者向け講座では、社会人が受講しやすいよう、夜の時間帯での開催やオンライン配信を併用する。
- 卒業生アンケートで、学び直したい項目やスキルアップにつなげたい項目等のニーズを調査し、学び直し講座の内容に反映する。
- 花と緑の産業に関わる実務者や地方公共団体等に対して生涯学習講座情報の提供を行う。

表 11 令和 6 年度の生涯学習講座の開催実績

区分	講座名	定員 (人)	受講者数 (人)
一般向け講座	1 ザ・メイキング「花束ができるまで」【親子限定】	20	16
	2 きらきら輝くハーバリウムを作ろう【高校生まで】	20	14
	3 親子で楽しく！多肉植物のアレンジメントづくり【親子限定】	20	6
	4 オトナの多肉植物講座	20	20
	5 園芸福祉でしあわせづくり（レイズドベッドに花を植栽）	20	12
	6 庭木剪定の基礎を学びましょう	20	18
	7 クリスマスアレンジメントづくり【親子限定】	20	16
	小計	140	102
実務者向け講座	1 公園の管理運営の実践講座	10	2 (2)
	2 道路空間緑化の管理実践講座	10	-
	3 緑の法体系	10	2 (2)
	4 公園緑地に関する最近の動き	10	4 (4)
	5 園芸福祉サポーターフォローアップ講座①	10	5
	6 園芸福祉サポーターフォローアップ講座②	10	8
	7 園芸福祉サポーターフォローアップ講座③	10	8
	8 園芸福祉サポーターフォローアップ講座④	10	8
	9 寄せ植え華道養成講座（上級講座）	10	9
	10 ぎふグリーン・ライフ推進員養成講座*（花壇の植栽計画）	50	55
	11 ぎふグリーン・ライフ推進員養成講座（花壇苗づくり）	50	55
	12 ぎふグリーン・ライフ推進員養成講座（花に適した土づくり）	50	51
	13 ぎふグリーン・ライフ推進員養成講座（花の装飾）	50	52
	14 花と緑のおさらい講座①（花の歴史編）	25	14 (5)
	15 花と緑のおさらい講座②（植物生理編）	25	2 (1)
	16 花と緑のおさらい講座③（マナーリテラシー編）	25	2 (0)
小計	365	277 (14)	
計	505	379	

() 内はオンラインでの参加者数（うち数）

※ ぎふグリーン・ライフ推進員養成講座は、可児会場、各務原会場で開催（令和 6 年度のみ）

2 花と緑のまちづくりにつながる社会人教育と生涯学習の推進

(2) 科目等履修生及び研究生制度の周知

<現状>

- 本学は開かれた学校として、一又は複数の授業科目の履修の願い出があるときは、教育研究に支障がない範囲において、選考により「科目等履修生」として入学を許可している。
- 特定の専門事項について研究することを志願する人がいるときは、選考により「研究生」として入学を許可している。
- 平成 18 年度から制度化した科目等履修生は令和 7 年度までに延べ 16 人を受入れ、平成 23 年度から制度化した研究生は令和 7 年度までに 3 人を受入れている（図 22）。

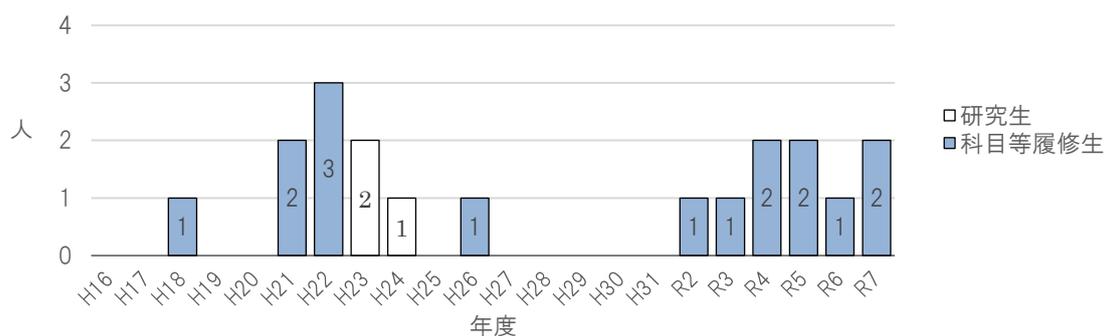


図 22 科目等履修生、研究生の入学実績

表 4 科目等履修生、研究生の授業料等（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	授業料	入学試験料	入学金	根 拠
科目等履修生	一科目 14,800 円	9,800 円	28,200 円	岐阜県立国際園芸アカデミー 条例
研究生	年額 356,400 円	9,800 円	84,600 円	岐阜県立国際園芸アカデミー 授業料等に関する規則

<課題>

- 卒業生や社会人が学び直しできるよう、「科目等履修生」及び「研究生」の教育環境体制について積極的なPRを行う必要がある。

<主な取り組み>

- 本学学生の就職先やインターンシップ先、本学各種会議等における業界関係者及び企業に対して、科目等履修生及び研究生制度の周知を図る。
- 科目等履修生制度において、国家資格取得のための対策実習を受講できることを積極的にPRし、社会人の資格取得の機会の創出を支援する。
- 卒業生や社会人が学び直せる科目等履修生及び研究生の受入れを推進するため、本学ホームページやSNS等で積極的に周知する。
- 地元企業や団体と連携し、社員研修やスキルアップの一環として科目等履修生制度を活用してもらうよう働きかけえる。これにより、企業側も従業員の教育・研修に活用できる利点が生まれる。

3 よりよい学校づくりに向けた学習環境の充実

(1) 施設・設備の整備

<現状>

- 本学施設は本館、研修教育棟、実習棟、温室、花壇・実習園等を整備し、研修室、ゼミ室、図書室等、学生が学修に必要な施設・設備を適切に配置している。
- 開学して20年が経過し、校舎設備等の老朽化により大規模な施設・設備の改修及び更新が必要となっている。そのため、「岐阜県県有建物長寿命化計画」に位置付け、計画的に改修等を実施することとしている。
- 日常の学習に必要なパソコンやタブレット端末、各種機材等を整備している。
- 学内における実習では実習棟、温室、花壇・実習園を活用し、学外ではぎふワールド・ローズガーデン花トピアや実習フィールドで実習を行っており、実習施設は整っている。

<課題>

- 学内の温室設備が古くなっており、また、教育上必要な最新の設備の整備が遅れているため、計画的に整備を進める必要がある。
- コロナ禍の際に、遠隔授業ができるように整備した学生用タブレット端末を活用しているが、使用年数の経過に伴い故障等が増えており、ICTを活用した学習環境を維持する必要がある。
- 学生の緊張感や達成感、モチベーション向上のため、ぎふワールド・ローズガーデン花トピア実践教育フィールドや実習フィールドの有効活用を進める必要がある。

<主な取り組み>

- スマート農業技術を学ぶ環境整備の一環として、自動灌水制御装置や、センシング技術を活用したバラの養液栽培装置を整備し、先進的な花き栽培技術の習得を図る。
- 図書室の図書の整備を計画的に進める。
- 教員用パソコン、学生共用パソコンを計画的に更新し、日常の学習に必要な環境を維持する。
- 本学で整備したタブレット端末の使用とあわせて、学生所有のタブレット端末やノートパソコン等を授業で円滑に利用するための運用体制を整備する。
- 教育環境整備に関する学生アンケートを実施し、優先順位を付けて必要な環境整備を行う。
- 本学の施設や環境を良好な状態で維持するため、「環境整備の日」を設定し、教職員や学生が学内清掃等を実施する。
- 本学の実践教育フィールドとして、ぎふワールド・ローズガーデンの施設を有効に活用し、実践教育を強化するため、ぎふワールド・ローズガーデンでの授業時数を計画的に増やす。

3 よりよい学校づくりに向けた学習環境の充実

(2) 休学・退学者を出さない取組みの強化

<現状>

- 令和2年度から令和6年度の5年間に5人の学生が休学し、8人が退学（うち4人が休学の後に退学）している。
- 本学における学校生活への不適応、メンタルヘルス（心の健康）の問題等に対応するため、臨床心理に関して高度な専門知識や経験を有するスクールカウンセラーによるスクールカウンセリングを定期的実施している。
- 「国際園芸アカデミーハラスメント等の防止に関する規程」に基づく「ハラスメント等防止委員会」を設置し、ハラスメント事案に適切に対応する体制を整備している。
- 学生のご家族等に対しては、入学式後のガイダンスや、学校行事（学園祭、成果報告会等）の案内、個別相談会の実施など、連携強化に努めている。
- ご家族の代表者に「学校関係者評価委員会」の委員を依頼し、ご家族の立場からの意見をいただいている。

<課題>

- 休学・退学の事情は学生それぞれであり、学生が抱える悩みや不安を減らし、本学での学びを継続するための支援が必要である。
- スクールカウンセリングに加え、教員の指導力向上を図るための研修の受講等を通じて、教員が学生とのコミュニケーション力を高める取組みを進め、休学・退学者を出さない取組みを強化する必要がある。
- 学生の修学にはご家族等の支援が必要であり、ご家族との連携を密にすることで、学生が安心して学校生活を送れるように支援する必要がある。

<主な取組み>

- スクールカウンセラーによるスクールカウンセリングを年間10回程度、定期的実施する。また、掲示やメール等で、学生への周知を図る。
- ハラスメントやその他不適切な行為等に起因する問題が生じた場合、「ハラスメント等防止委員会」で迅速かつ適切に対応する。
- 新年度はじめや後学期はじめに、担当教員等が学生と個人面談を行い、学生生活のサポートを行う。また、必要に応じて随時個別相談を行う。
- 学生の授業への出欠状況等について、定期的に教職員間で情報共有を行い、学習意欲の低下が見られる学生や、学習に遅れが見られる学生に対して、早めのフォローを行う。
- 学内に「声のポスト」を設置し、学生からの意見や要望を汲み取ることで、学校生活の改善や学生の不安に寄り添った支援につなげる。
- 教員が学生とのコミュニケーション力を高めるための指導力向上研修等の計画を作成し、受講する。
- 学生のご家族等を対象とした「個別相談会」を計画的に開催し、教員と学校生活や学習状況や進路等に関する相談を行うことで、個々の学生に合わせた学校生活の支援、進路指導につなげる。
- 学生のご家族の代表者に「学校関係者評価委員会」の委員に就任いただき、ご家族の意見等を学生支援、学校運営に活かす。
- 学校行事案内などの配布資料に、本学公式ウェブサイト及びSNS (Facebook、Instagram) のQRコードを記載し、インターネット上の情報媒体へ誘導することで、学生の日常の様子をご家族等が容易に確認できるようにする。
- 学生のご家族等に対して、入学式後の説明会や学校行事の案内などにより連携を強化し、本学の教育や学校生活に対する理解を深めてもらう。
- 半期ごとに、各学生の学校徴収金の使用状況をご家族に連絡する。

3 よりよい学校づくりに向けた学習環境の充実

(3) 防災、危機管理体制の強化

<現状>

- 本学では、「岐阜県災害対策本部可茂支部防災計画」に従い、防火・防災体制を整備している。
- 甲種防火管理新規講習を修了した「防火管理者」を選任するとともに、消防法に基づき、防火管理業務について必要な事項を定めた「岐阜県立国際園芸アカデミー消防計画（防火管理規程）」を策定し消防署へ届けている。
- 特別警報発表等に伴う休業の決定や学生の安全確保については、「特別警報・暴風警報が発表された場合等の対応について」に基づき適切に対応している。
- 学内での事故や自然災害による設備の故障等については、「国際園芸アカデミー危機管理マニュアル」を作成し、緊急時の連絡・通報体制を整備している。
- 毒物及び劇物取締法に基づく毒物、劇物、農薬及びその他試薬等の適正な管理については、「国際園芸アカデミー毒物劇物等危害防止規定」を定め、保健衛生上の危害の発生、盗難及び紛失を防止するよう努めている。

<課題>

- 防災体制の整備と見直し、防災設備の整備と点検、防災訓練の実施等を行う中で、学生や教職員が災害時に適切に対応できるようにするとともに、安心して学び続ける学校環境を整えることが必要である。
- 学生の通学中や実習中の事故防止、体調不良の学生のケア、学校感染症の拡大防止対策など適切な対応をとり、学生生活の安全を確保する必要がある。

<主な取組み>

- 「岐阜県災害対策本部可茂支部防災計画」及び「岐阜県立国際園芸アカデミー消防計画（防火管理規程）」に基づき、毎年度、防火・防災体制を整備する。
- 「岐阜県立国際園芸アカデミー消防計画（防火管理規程）」に基づき、火災、震災その他の災害時に備え、各種防災訓練の実施や消防用設備の点検等を実施する。
- 「国際園芸アカデミー危機管理マニュアル」により、学内での事故や自然災害による設備の故障等について、緊急時の連絡・通報体制を整備、周知する。
- 緊急時（心肺停止等）対応として自動体外式細動器（AED）を設置するとともに、教職員、学生に設置場所を周知する。教職員は AED 講習など救急救命に係る講習の受講に努める。
- 学生の安全確保を図るため、「特別警報・暴風警報が発表された場合等の対応について」を毎年度初めに学生及び教職員に周知徹底する。
- 学生の交通事故や実習中のケガ、熱中症等の緊急事態が発生した場合は、「学生の緊急事態発生時における対応について」に基づき、速やかに対応する。
- 学校周辺地域の浸水危険箇所や避難所が記載されたハザードマップを学内に掲示し、特にアパート住まいの学生の危機意識を高め、災害時等の速やかな避難行動を啓発する。
- 「国際園芸アカデミー毒物劇物等危害防止規定」に基づき、毒物、劇物、農薬及びその他試薬等の適正な管理を行い、保健衛生上の危害の発生、盗難及び紛失を防止するため教職員や学生に周知徹底する。
- 実習時等の機械、道具等の使用などに関する安全教育を徹底する。
- インターンシップでは、学生に対して事故がないように事前指導を行うとともに、インターンシップ保険に加入する。
- 海外視察研修では、旅行業者と同行する教職員が綿密な打ち合わせを行うとともに、学生に対する事前ガイダンスにより、研修中の事故やトラブルの発生がないようにする。
- インフルエンザや新型コロナウイルスなどの学内感染を防止するため、「学校保健安全法」に基づく出席停止等の対応を適切に実施する。

4 時代のニーズにあった学校運営の推進

(1) 教職員体制の整備

<現状>

- 本学の教職員は、令和7年4月現在、基幹教員8人（学長含む）、職員11人（副学長含む）、会計年度任用職員3人で運営している。
- 令和5年度から顧問を設置し、学校運営や実践教育に対する助言指導を得ている。（図23）
- 令和7年度は、各専攻コース（花き生産、花き装飾、造園緑化）及びマネージメント分野に関わる業界での実務経験者など、本学での教育に必要な経歴と実績を有する40人に外部講師を依頼している（表7）。

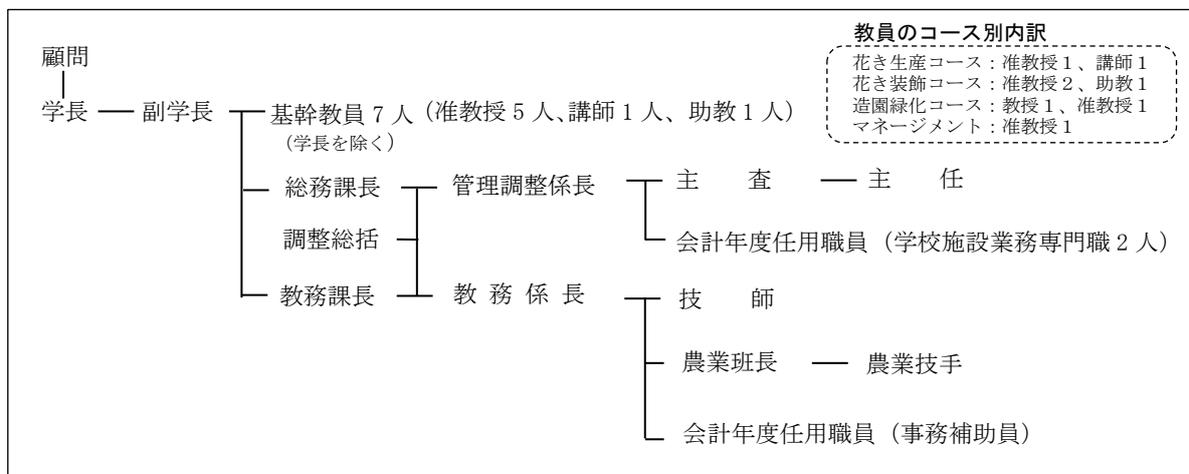


図23 教職員体制図（令和7年4月1日現在）

表12 年度別教職員等人数

区分	年度	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
基幹教員		5	7	9	10	11	11	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8
職員		13	14	14	14	14	12	12	13	11	9	9	9	9	9	9	9	9	10	9	10	10	11
会計年度任用職員		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	3	2	2	2	3	2	2	2	3	3	3
非常勤講師		38	47	35	50	35	30	42	39	22	22	27	27	30	32	32	33	33	27	31	39	36	40

※区分は令和7年度の名称で整理

<課題>

- 学校運営に必要な教職員数の確保や、各専攻コースの望ましい教員構成や教員間での業務量バランス均衡を図る必要がある。特に「国際園芸アカデミー有識者会議」での方針等に対応するため、適切な職員配置を確保していく必要がある。
- 学外の専門家や実務家を外部講師として活用し、学生に実践的な知識や技術を提供する必要がある。これにより、教員の負担を軽減し、学生は多様な視点から学ぶことができる。

<主な取組み>

- 各専攻コースの教員構成が、「教授＋准教授（＋講師または助教）」となるよう中長期的な教員の配置計画を作成する。なお、教員の昇任・選考については、「岐阜県立国際園芸アカデミー人事委員会」での審査結果を「岐阜県立国際園芸アカデミー教員選考委員会」に諮り行う。

- 教員間の業務量バランスについて、「教員会議」において調整を行う。また、学長、副学長、教授が中心となり、教員間の業務調整やコミュニケーション促進を図る。
- 客員教授の選考については、「岐阜県立国際園芸アカデミー客員教授規程」に基づき、学校運営会議に諮り、特に優れた知識・技術及び経験を有し、本学の教授と同等以上の資格があると認められた人を選考する。
- 外部講師の選定については、「岐阜県立国際園芸アカデミー外部講師規程」の基準に基づき、学校運営会議に諮り、専門性、特殊性を踏まえた上で、社会的ニーズに応えられる人を選定する。
- 顕著な功績を挙げた客員教授、客員准教授、外部講師に対して感謝の意を伝えるため、感謝状を贈呈する。

4 時代のニーズにあった学校運営の推進

(2) 運営体制の見直し・強化

<現状>

- 本学の運営については、「国際園芸アカデミー学則」及び学内規程等に基づく各種会議及び委員会等により実施している。
- 外部委員等で組織する「学校関係者評価委員会」、「教育課程編成委員会」をはじめ、内部組織として「教員選考委員会」、学長をトップとする「学校運営会議」、「教職員会議」、「人事委員会」、「ハラスメント等防止委員会」などを設置し、学校運営を行っている。(表 13)

表 13 主な運営組織 (令和 7 年 4 月)

【外部委員等で構成する組織】

組織名	設置	設置の目的
学校関係者評価委員会	平成 28 年 2 月	学校教育法に基づく学校関係者評価を適切かつ円滑に行う。
教育課程編成委員会	平成 28 年 2 月	学生の就職先の業界における人材の専門性に関する動向、新産業の成長に伴い新たに必要となる実務に関する知識・技術・技能など本学の教育課程の編成等について学長へ提言する。

【内部組織】

組織名	主な所掌事務
教員選考委員会	教員の選考に関する事。教員の選考基準に関する事。
学校運営会議	学校運営についての方針、改善点等の重要事項に関する事。 学校評価、学生確保・県内就職率向上に関する事。
教員会議	教員業務に関する事。カリキュラム及び授業体系に関する事。
教職員会議	教育課程の編成及び履修に関する事。 成績評価並びに進級、課程の修了及び卒業の認定に関する事。 入学、休学、退学等学生の身分に関する事。
入学試験委員会	入学試験制度の検討に関する事。 受験者の合否判定及び合格者の原案作成に関する事。
教務委員会	カリキュラムの作成・調整に関する事。 学生の進路指導に関する事。
総務委員会	学生の厚生・保健に関する事。 学生募集及び広報の計画・実施に関する事。
人事委員会	教員の選考に関する事。教員の昇任に関する事。
内部質保証推進委員会	本学の自己点検・評価結果の点検に関する事。
自己点検・評価委員会	本学の自己点検・評価の取りまとめに関する事。
ハラスメント等防止委員会	ハラスメント等の防止等を適切に実施する。
契約審査会	契約の内容、契約方法などの契約事務を審査する。
海外視察研修業者選定会議	海外研修業務に係る契約事務及び業者選定について審査する。
学校徴収金契約審査会	学校徴収金の適正な会計事務に資する。
全体会議	運営全般に関する事。教職員の意識統一に関する事。

<課題>

- 時代や社会情勢の変化に速やかに対応するため、学内の各種会議等の機能や必要性を常に検証し、必要に応じて柔軟に見直しを行うことで、適切な学校運営につなげる必要がある。

<主な取組み>

- 「国際園芸アカデミー学則」及び「各種会議等規程」に基づき、本学の運営を適切に実施する。
- 学内の各種会議等の機能や必要性を常に検証・見直しを行い、「岐阜県立国際園芸アカデミー教職員会議」での審議を経て、運営体制の改善を図る。
- 全体会議やガイドブック等の資料で教職員に本学の教育理念、運営方針等を周知する。
- 「個人情報の保護に関する法律」、「岐阜県個人情報保護取扱マニュアル」等に基づき、個人情報の適切な取扱いについて教職員に周知する。また、必要に応じて自己研修や職場内研修を行う。
- 教員の職務や責任、業務経験、ニーズに応じた専門能力開発研修計画を作成し、組織的、計画的な研修を実施する。
- 本学独自に整備したネットワークシステム及び教職員間のスケジュールを一元管理するクラウドサービスを最大限活用して情報を共有し、業務の効率化を図る。

4 時代のニーズにあった学校運営の推進

(3) 働きやすい職場環境の整備

① 時間外勤務の縮減

<現状>

- 「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」（昭和 32 年岐阜県人事委員会規則第 6 号）が改正され、時間外勤務を命じることができる上限時間が原則月 45 時間・年 360 時間に設定された。
- 本学は「労働基準法」別表第 1 第 12 号に該当する機関（試験研究機関、学校等）であり、法定労働時間を超えて、又は休日に勤務させる場合は、「三六協定」が必要となる。
- 本学は県人事委員会が労働基準監督機関となることから、学長と職員側が結んだ協定は、人事委員会に届出するとともに、本学には技能職員が勤務しており、その労働基準監督権がある労働基準監督署にも届出している。
- 教員の令和 2 年度から令和 6 年度の時間外勤務時間を見ると、おおむね月平均で 10 時間以下となっている。
- 職員の令和 2 年度から令和 6 年度の時間外勤務時間を見ると、半数ほどが月 5 時間以下であるが、10 時間以上の職員も一定数いる。（図 24）

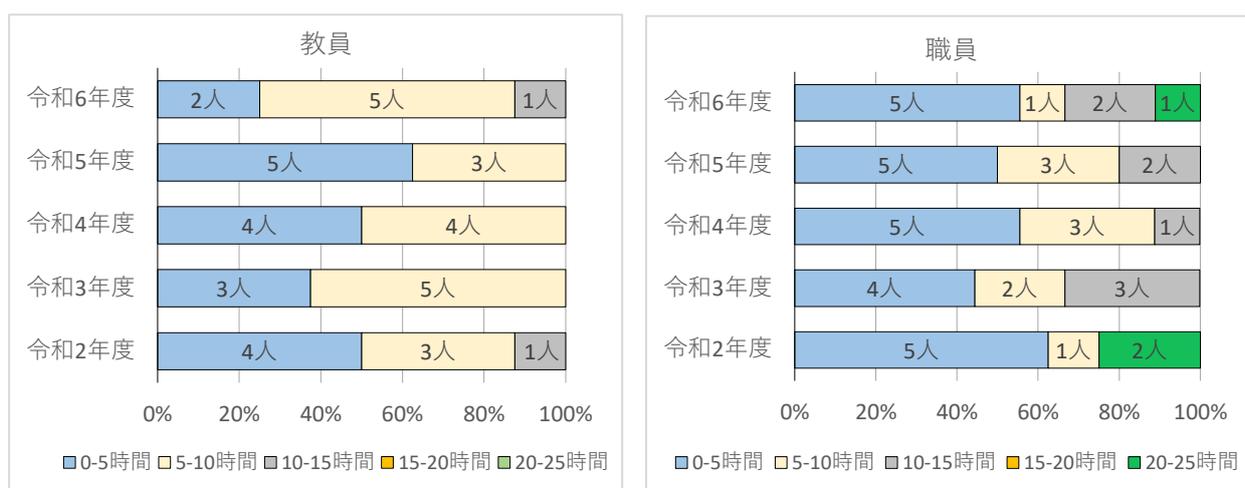


図 24 教員・職員別時間外勤務時間数の割合（月平均）

<課題>

- 効率的な学校運営の実現及び教職員の健康管理や活力ある職場づくり、ワーク・ライフ・バランスの観点などからも時間外勤務縮減の取組みを組織的に続けていく必要がある。

<主な取組み>

- 管理職、教授による教職員の勤務状況の把握、時間外勤務の原因となっている業務内容の見直し、組織の慣行や個人の意識改革などにより、不要不急な時間外勤務を削減する。
- ノー残業デー、早く家庭に帰る日には管理職から定時退庁を呼びかける。
- 教職員のメンタルヘルスをサポートすることで、ストレスを軽減し、時間外勤務の減少につなげる。また、県のストレスチェックシステムを活用し、セルフケアを行う。

4 時代のニーズにあった学校運営の推進

(3) 働きやすい職場環境の整備

② 年次休暇の取得促進

<現状>

- 年次休暇の取得は、職員の心身のリフレッシュや健康管理の観点から、さらに、ワーク・ライフ・バランスの観点からも重要な意味を有している。
- 「働き方改革関連法」（平成 30 年法律第 71 号）の成立により、労働基準法が改正され、令和 2 年から、年 10 日以上の子次休暇が付与されている労働者に対して、年 5 日以上の子次休暇を取得させることが使用者に義務付けられ、技能労務職員については県にこの義務規定が適用されている。
- 令和 6 年（1 月から 12 月）の教員の子次休暇取得実績を見ると、9 名の教員のうち 4 名の取得日数が 10 日以下で、岐阜県の令和 6 年の取得目標 13 日を下回っている。
- 令和 6 年の職員の子次休暇取得実績では、会計年度任用職員を除く職員 10 人のうち 6 人が 10 日以下となっており、取得日数が少ない職員が多い。（図 25）

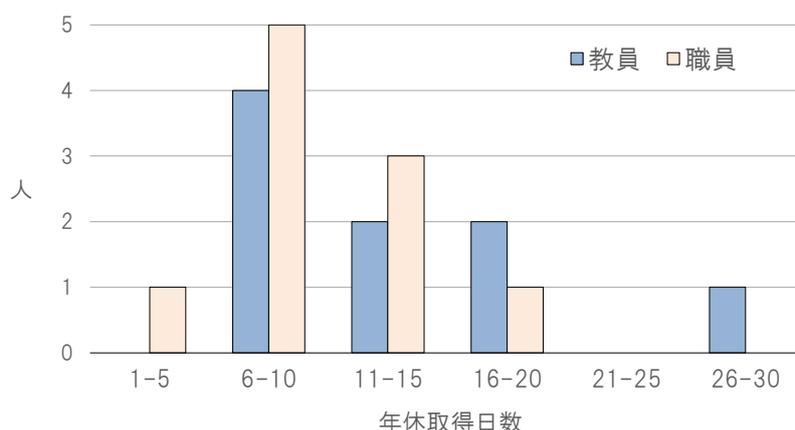


図 25 令和 6 年 教員・職員別年休取得実績（1 日未満の時間数は切捨て）

<課題>

- 年次休暇取得が少ない教職員については、年次休暇の計画的な取得について、積極的に働きかけを行う必要がある。

<主な取組み>

- 教職員の心身のリフレッシュや健康管理、ワーク・ライフ・バランスの観点から、管理職が教職員に対して年次休暇の計画的な取得を積極的に働きかける。
- 教員間での業務分担を見直すとともに、授業開講期間を拡大し各教員が授業を行わない曜日を設けるなど時間割を調整することで、年次休暇の取得を促す。
- 技能労務職員については、年 5 日以上の子次休暇取得を計画的に行うよう管理職、所属する課の責任者が配慮する。

4 時代のニーズにあった学校運営の推進

(4) 予算執行の適正化と経費の縮減

<現状>

- 令和6年度の支出実績（決算見込み額）は約2億7千万円弱であり、人件費（雇員、非常勤講師含む）が約1億6千万円で全体の59.1%となっており、ここ数年大きな変化はない。運営費等は1億円1千万円で全体の40.9%となり、ここ数年に比べ倍増している。これは、施設の修繕に係る予算が確保でき、校内照明のLED化等改修工事を実施したこと、エネルギー価格の上昇による電気代、重油代等が増加しているためである。（図26）。
- 令和6年度の収入実績（決算見込み額）は約1,000万円であり、授業料及び入学金に係る使用料及び手数料収入が約870万円で全体の83.1%となっている。また、生産物売払収入が約170万円で15.8%となっている。令和6年度は寄附金収入がなかった。（図27）



図26 年度別支出実績（※令和6年度は決算見込み額）



図27 年度別収入実績（※令和6年度は決算見込み額）

<課題>

- 安定した学校運営を行うには予算の確保が必要であり、学生の定員を確保し、予定した入学金や授業料等の収入を確保する必要がある。また、学内生産物の計画的な生産販売により、生産物売払収入を確保する必要がある。
- 令和5年度までは、企業等からの継続的な寄附金収入があったが、令和6年度において寄附金収入がなく、新たな寄附金など財源の確保が必要である。
- 資材費や人件費、光熱水費等などが上昇する中で、予算執行の適正化及び経費の節減を行う必要がある。

<主な取組み>

- 入学定員の確保による入学金や授業料収入、生産物の計画的な生産販売による生産物売払収入など、計画的な収入の確保に努める。
- 本学の教育方針に賛同する企業等からの寄附金等を確保するなど、収入源を多様化する。
- 岐阜県会計規則等に基づき予算執行の適正化を図り、監査・会計指導の指摘事項ゼロを目指す。
- 全ての教職員が燃料費・光熱水費、コピー用紙の使用節減を図るよう、定期的に使用状況を示し、教職員の節減意識を高める。

4 時代のニーズにあった学校運営の推進

(5) 市町村・企業等との連携による人材育成と地域貢献

<現状>

- 市町村が実施する生涯学習や地域課題解決のための本学教員の講師派遣などのニーズに対応し、地域社会への貢献と人材育成に寄与するため、本学は市町村と連携・協力協定を結んでいる。
- 令和元年11月に大野町、令和2年3月に関市、可児市、令和2年8月に各務原市、令和3年2月には美濃加茂市と協定を締結している。(表14)
- 本学からの市町村への支援として、教員による地区公園整備の助言、花壇コンクール審査員としての派遣、自治会での花壇の植付・管理に係る講師派遣、本学学生による市議会議場での花飾りなどを行っている。
- 市町村による本学への支援としては、庁舎でのポスター掲示による本学のPR、本学開催の報告会等への参加等が中心であるが、令和6年度は各務原市の企業による企業説明会を実施した。
- 本学学生への支援や、相互の発展を目的とする民間企業との協定を結んでいる。令和2年2月に株式会社ケーブルテレビ可児及び昭和造園土木株式会社と協定を結んでいる。(表15)
- 株式会社ケーブルテレビ可児からは各種学内行事の取材・放映を行い、本学からは社内の花飾り等の提供を行っている。これは、学生の作品展示の場にもなっている。
- 昭和造園土木株式会社とは、同社主催の技術研修会への教員や学生の参加等を進めている。また、同社では令和5年度から奨学金の支援をいただいている(表7)。本学からは、同社が指定管理者として管理する公園等における花飾り等を行っている。

表14 市町との連携・協力協定 (令和7年4月1日現在)

市町名	協定締結日	目的	主な協定内容
大野町	令和元年 11月25日	地域社会 の発展と 人材育成 に寄与	共同調査・研究、人材の育成、花と緑のまちづくり及び地域文化の振興、講師の相互派遣、イベントへの参加
関市	令和2年 3月25日		共同調査・研究、人材の育成、環境の保全、景観まちづくり及び地域文化の振興、講師の相互派遣
可児市	令和2年 3月30日		花と緑のまちづくり、地域の振興、人材の育成
各務原市	令和2年 8月3日		共同調査・研究、人材の育成、地域産業の振興、花と緑のまちづくり及び地域文化の振興
美濃加茂市	令和3年 2月17日		共同調査・研究、人材の育成、環境の保全、景観まちづくり及び地域文化の振興

表15 企業との連携・協力協定 (令和7年4月1日現在)

企業名	協定締結日	目的	主な協定内容
株式会社 ケーブルテレビ可児	令和2年 2月7日	相互発展	花と緑に関する情報発信、人材の育成、催事への相互参加
昭和造園土木 株式会社	令和2年 2月28日	相互発展	花と緑の産業に携わる人材育成、共同調査・研究

<課題>

- 市町村や企業からは多種多様な取組みの提案や要望があるが、協定の内容に沿った相互の発展につながる活動が求められている。
- 今後は、新たな市町村や企業等との連携・協力協定を締結し、更なる人材育成と地域貢献を推進する必要がある。
- 連携・協力協定を締結した造園会社については、外部講師の依頼、技術研修会への参加、インターンシップや就職先としての連携を強化する必要がある。

<主な取組み>

- 連携・協力協定を締結した市町村に対し、公園整備や市町村の生涯学習講座において、本学教員を講師として派遣する。また、市町村の産業振興、環境保全、景観まちづくり、地域文化振興などの地域課題に係る助言等を行う。
- 企業との連携により、学生に対してインターンシップの機会を提供する。また、インターンシップを通じて企業とのネットワークを築き、将来的な就職先候補としての関係を構築する。
- 企業の専門家が講師として授業を担当することで、最新の業界動向や実務経験を共有してもらう。
- 連携・協力協定を締結した市町村、企業において奨学金制度の創設や寄附金による学生支援を推進する。
- 本学学生が市町村議会の議場での花飾りや企業社屋(事務所)の室内装飾、フラワーアレンジメント作品の展示等を実施し、作品展示等の機会を設ける。
- 連携・協力協定を締結した市町村の職員が、本学でまちづくり、防災、福祉、環境等の講義を実施する。
- 連携・協力協定を締結した市町村の庁舎等において、協定に基づき、本学の学校案内の設置やポスター掲示等を実施しPRする。
- 新たに連携を希望する市町村や本学を支援いただける企業と連携可能な具体的な取組みを調整し、協定締結を行い、生涯学習や学生支援を実施する。

5 学校評価による組織的・継続的な改善

■学校評価の概要

(1) 経緯

- 専修学校の学校評価については、平成 19 年に学校教育法、学校教育法施行規則の改正により、自己評価の実施・結果の公表に関する義務、及び学校関係者評価の実施・結果の公表に関する義務が課された。また、平成 25 年 3 月には文部科学省から専修学校全体の質保証・向上を目指した「専修学校における学校評価ガイドライン」が出されたところである。
- これらを受け、本学では、教育水準の一層の向上を図り、本学の目的及び使命を達成するため、教育的活動等の自己評価及び学校関係者による評価を「国際園芸アカデミー学則」第 2 条で規定し、平成 28 年 2 月に「岐阜県立国際園芸アカデミー学校評価制度実施規程」を制定し、自己評価、学校関係者評価を平成 27 年度の学校運営等から毎年度実施し、ホームページで公表している。

(2) 学校評価の目的

- 実践的な職業教育等を目的とした自らの教育活動その他の学校運営について、社会のニーズを踏まえた目指すべき目標を設定し、その達成状況や達成に向けた取り組みの適切さ等について評価・公表することにより、学校として組織的・継続的な改善を図る。
- 自己評価の結果に基づいて行う学校関係者評価の実施とその結果の公表・説明により、適切に説明責任を果たすとともに、学校関係者等から理解と参画を得て、地域におけるステークホルダーと専修学校との連携協力による特色ある専修学校づくりを進める。

(3) 学校評価により期待される効果

- 評価結果に基づき学校運営の改善措置を講ずることによる本校の教育活動そのものの質の向上
- 学校運営の状況に関する情報を公表することによる関係業界等との共通理解や信頼関係の構築、相互の連携及び協力の推進

(4) 評価及び評価項目

- 本学における学校評価は、「岐阜県立国際園芸アカデミー学校評価制度実施規程」に基づく「自己評価」を基に、教育関係者、業界関係者、学識経験者、在校生のご家族、卒業生等で構成する学校関係者評価委員会による「学校関係者評価」を実施する。
- 「自己評価」は、毎年度、当該年度の教育活動その他学校運営の状況について、学内の自己点検・評価委員会を中心に取りまとめ、同じく学内の「内部質保証推進委員会」で評価し、自己評価報告書を作成している。
- 「学校関係者評価」は、自己評価の結果について評価する。令和 6 年度は、学校関係者評価委員会を 5 月に開催し、6 月に学校関係者評価報告書をホームページで公表している。
- 評価項目は、「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、「教育理念・目標」、「学校運営」、「教育活動」、「学修成果」、「学生支援」、「教育環境」、「学生の受入れ募集」、「教育の内部質保証システム」、「財務」、「社会貢献・地域貢献」、「国際交流」の 11 項目としている。

(5) 評価結果

- 直近となる令和5年度の学校関係者評価では、11項目のうち、適切（評価4.0）と評価いただいた項目は1項目、ほぼ適切（評価3.0～3.9）と評価いただいた項目は10項目となった（表16-1、16-2）。
- 平均評価値は3.6で、令和5年度評価の目標値3.7には達していない。

表 16-1 自己評価及び学校関係者評価（令和元年度,令和2年度）

項 目	評価対象年度				
	R1		R2		
	自己評価	学校関係者評価	自己評価	学校関係者評価	
1	教育理念・目的・人材育成像	3	3	3.4	3.6
2	学校運営	4	4	3.6	3.6
3	教育活動	4	4	3.4	3.4
4	学修成果	3	3	3.2	3.4
5	学生支援	3	3	3.2	3.2
6	教育環境	3	3	3.0	3.8
7	学生の受入れ募集	3	3	3.3	3.3
8	財務	4	4	3.8	3.8
9	法令等の遵守	4	4	3.7	4.0
10	社会貢献・地域貢献	3	3	3.0	3.0
11	国際交流	2	2	2.0	2.0
	平均	3.3	3.3	3.2	3.4

評価値：適切・・・4、ほぼ適切・・・3、やや不適切・・・2、不適切・・・1

表 16-2 自己評価及び学校関係者評価（令和3年度,令和4年度,令和5年度）

項 目	評価対象年度						
	R3		R4		R5		
	自己評価	学校関係者評価	自己評価	学校関係者評価	自己評価	学校関係者評価	
1	教育理念・目標 ^(※1)	3.7	3.7	3.7	3.7	3.9	3.9
2	学校運営	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7	3.7
3	教育活動	3.6	3.6	3.7	3.7	3.7	3.7
4	学修成果	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	3.4
5	学生支援	3.2	3.2	3.6	3.6	3.6	3.6
6	教育環境	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5
7	学生の受入れ募集	3.7	3.7	3.9	3.9	3.9	3.9
8	教育の内部質保証 ^(※2)	3.5	3.5	3.8	3.8	3.8	3.8
9	財務 ^(※3)	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
10	社会貢献・地域貢献	3.3	3.3	3.3	3.5	3.5	3.5
11	国際交流	2.5	2.5	3.0	3.0	3.0	3.0
	平均	3.5	3.5	3.6	3.6	3.6	3.6

(※1) …令和3年度から、「教育理念・目標」に変更

(※2) …令和3年度から、「教育の内部質保証」に変更

(※3) …令和3年度から、「財務」に変更

[学校評価に関する関連法令]

■学校教育法

第 42 条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第 43 条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

■学校教育法施行規則

第 66 条 小学校は、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては、小学校は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第 67 条 小学校は、前条第一項の規定による評価の結果を踏まえた当該小学校の児童の保護者その他の当該小学校の関係者（当該小学校の職員を除く。）による評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

※これらの規定は学校教育法第 133 条、学校教育法施行規則第 189 条等で専修学校にそれぞれ準用する。

<課題>

- 今後も、適切に評価を実施・公表し、自らの教育活動その他の学校運営について、組織的・継続的な改善を図るとともに説明責任を果たし、予算の確保や運営体制の強化に努め、学生・関係者の信頼を確保する必要がある。
- 評価項目や評価方法については、「専修学校における学校評価ガイドライン」（文部科学省 平成 25 年 3 月）に基づいているが、学校教育法の改正により、令和 8 年 4 月から大学での実施状況を参考にした取組みが求められており、必要な見直しを行う。

<主な取組み>

- 本学の内部質保証*を推進するため、「内部質保証推進委員会」と「自己点検・評価委員会」の学内2組織により自己評価を実施する。
※高等教育機関が自らの教育や研究、組織運営、施設設備などの状況を点検・評価し、質を保証すること
- 当該年度の自己評価結果を取りまとめた「自己評価報告書」を作成し、年度末までに本学ホームページ等で公表する。
- 評価年度の翌年度速やかに「学校関係者評価委員会」を開催し、自己評価における評価項目ごとに、同委員会による外部評価を受ける。
- 学校関係者評価委員会後、速やかに評価結果を反映した「学校関係者評価報告書」を作成し、ホームページ等で公表する。また、報告書は本学管理者（県農政部長）に報告する。
- 自己評価及び学校関係者評価に基づき、具体的な改善計画を作成し、改善に取り組むとともに、期限を定めて改善状況を検証・評価する。
- 自己評価項目や外部評価の基準等は、大学での実施状況を参考にするとともに、社会情勢や学校関係者評価委員会の意見等を踏まえ、適宜必要な見直しを行い、評価の質を高める。

VII 目標指標

1 計画期間（5 か年）の目標指標

基本目標（目指す姿）を達成するため、各運営方針に設定した目標指標については、本運営計画に基づく学校運営の進行管理の中で、毎年、「国際園芸アカデミー学校関係者評価委員会」において評価をいただき、「学校関係者評価報告書」としてホームページで公表し、更なる組織的・継続的な改善を行う。

目標指標	基準値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 11 年度)
1 花と緑の産業を担う即戦力となる人材の育成		
●出願者数 (推薦入試、一般入試、外国人留学生入試の合計)	令和 2-6 年度入試 平均 28.6 人	毎年度 30 人以上
●オープンキャンパス、学校見学会の開催日数	令和 6 年度 14 日	毎年度 14 日以上
●オープンキャンパスの参加者	令和 2-6 年度 平均 33.8 人	毎年度 計 40 人
●資格取得に係る合格率 造園：2 級造園技能士（実技） 装飾：2 級フラワー装飾技能士（実技）	令和 2-6 年度 平均 造園 61% 平均 装飾 89%	毎年度 造園 100% 装飾 100%
●卒業時アンケート結果 自己評価 3.5 以上(5 点満点中)の学生数の割合	令和 4-6 年度 平均 75%	毎年度 80%以上
●就職希望者の就職率	令和 2-6 年度 平均 96%	毎年度 100%
2 花と緑のまちづくりにつながる社会人教育と生涯学習の推進		
●生涯学習講座（一般向け講座）開催数	令和 2-6 年度 累計 40 講座	令和 7-11 年度 累計 40 講座
●社会人教育（実務者向け）講座開催数	令和 2-6 年度 累計 57 講座	令和 7-11 年度 累計 60 講座
●開講講座全体の募集定員に対する充足率	令和 2-6 年度 平均 68%	毎年度 80%
●受講者アンケート結果 「十分満足」、「満足」の満足度	令和 2-6 年度 平均 93%	毎年度 90%以上
3 よりよい学校づくりに向けた学習環境の充実		
●ぎふワールド・ローズガーデンを活用した 年間授業時数	令和 6 年度 217 時間	令和 11 年度 400 時間
●休学者数、退学者数（5 年平均）	令和 2-6 年度 平均 休学 1.0 人/年 退学 1.6 人/年	令和 7-11 年度 平均 休学 0.5 人/年 退学 0.8 人/年
●学生アンケートにより要望のあった学習 環境整備の対応数	令和 2-6 年度 毎年度 1 つ以上の整備	令和 7-11 年度 毎年度 1 つ以上の整備
4 時代のニーズにあった学校運営の推進		
●市町村、企業等との連携・協力協定締結数	7 協定	10 協定
●連携・協力協定締結先との取組数	令和 2-6 年度 延べ 203 取組	令和 7-11 年度 延べ 200 取組
5 学校評価による組織的・継続的な改善		
●学校関係者評価での評価値 ※実施年度の前年度分の自己評価について評価	令和 5 年度評価 平均評価値 3.6	令和 10 年度評価 平均評価値 3.8

2 毎年度設定する所属目標

教職員一同が目標を達成に向けた取組みを推進するため、学校関係者評価委員会による評価や教育課程編成委員会委員の意見等を踏まえ、本計画や各年度の「農政部の基本方針」に基づき、毎年度末に次年度の具体的な「所属目標」を決定し、全教職員に周知する。

(参考資料)

国際園芸アカデミーの概要

1 設置

本学は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、「岐阜県立国際園芸アカデミー条例」(平成15年7月10日条例第40号)で設置した教育機関であり、「学校教育法」(昭和22年法律第26号)第124条に基づく「専修学校」である。

また、平成30年2月には「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規則」(平成25年8月30日文部科学省告示第133号)に基づき文部科学大臣から「職業実践専門課程(園芸系専門課程)」の認定を受けている。

2 管理運営

本学の管理運営事務については、「岐阜県立国際園芸アカデミー条例」の改正及び廃止に関すること及び「岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則」(平成15年岐阜県教育委員会規則第8号)の改正及び廃止に関するものを除く全ての事務が岐阜県農政部長に委任されている。

また、「岐阜県立国際園芸アカデミー処務規程」により、本学の管理者である岐阜県農政部長の権限の一部を学長に委任し管理運営している。

3 施設概要

設置場所	岐阜県可児市塩 1094-8		
施設面積	7,670 m ² (敷地全体 15,000 m ²) ぎふワールド・ローズガーデン実習フィールド(約1,100 m ²)あり		
◆校舎建物			
本館	① (木造2階建て)	1棟	995 m ²
研修教育棟	② (木造一部RC平屋建て)	1棟	696 m ²
実習棟	③ (木造平屋建て)	1棟	258 m ²
◆実習エリア			
温室等栽培実習施設	④	10棟	1,900 m ²
花壇・実習園他	⑤		3,820 m ²



国際園芸アカデミー全景



本館



研修教育棟



実習棟



ぎふワールド・ローズガーデン内実習フィールド

4 教育の特徴

(1) 実践重視のカリキュラム

座学において理論を自分のものとして理解を深める一方、その知識、技術を実習により実践力へ高めるカリキュラムを編成し、更に職場体験実習（インターンシップ）を導入し、現場での実務を体験することで社会性、職業意識を身に付け即戦力となる人材育成に努めている。

(2) 少数濃密指導

1 学年 20 名と少人数の定員に対し、充実した教員を配置するとともに、園芸業界など第一線で活躍されている人材を外部講師として迎え、業界の先端技術や実務を学ぶ授業を行っている。また、担任教員を配置し、学生の様々な相談にも対応して、健全で充実した学生生活を支援している。

5 組織

「岐阜県立国際園芸アカデミー学則」（平成 15 年 10 月 1 日制定）により、本学の組織として、「人材育成部門」及び「生涯学習部門」を置いている。

人材育成部門には「マイスター科」を置き、修業年限は 2 年、修了要件となる授業時数は 1,800 時間である。マイスター科には「花き生産コース」、「花き装飾コース」、「造園緑化コース」を置き、学生は第 1 学年後学期からいずれかのコースを専攻する。

生涯学習部門では、県民や業界のニーズに応え、花と緑のまちづくりや産業の発展を推進するため、一般向け講座及び実務者向け講座を開設している。

【人材育成部門】

区 分	入学定員	総定員	修業年限	修了授業時数
マイスター科	20 人	40 人	2 年	1,800 時間

【生涯学習部門】

区 分
一般向け講座
実務者向け講座

専攻コースの概要

花き生産コース：花きの生産技術や、生産現場のマネジメント方法等について学ぶ
 花き装飾コース：フラワーデザインなどの花き装飾技術や植物の管理方法等について学ぶ
 造園緑化コース：造園・緑化に関するデザイン、設計、施工管理技術等について学ぶ

6 3つの方針（DP、CP、AP）

本学の基本理念である「花と緑に関する専門的かつ総合的な知識及び技術を有する人材を育成することにより、花と緑の産業の発展及び文化の振興を促進し、健康でこころ豊かな生活を創造する」に基づく充実した教育活動を展開することにより、生涯学び続け、主体的に考える力を持ち、未来を切り拓いていく人材を育成するため、3つの方針を定めている。

卒業認定の方針：DP（ディプロマ・ポリシー）

国際園芸アカデミーは、次の資質・能力を身に付けた学生に対して卒業を認定し、「専門士（園芸系専門課程）」の称号を授与します。

- ① 幅広い教養を身に付け、広い視野に立ち、物事に対して公正な判断をすることができる。
- ② 幅広い専門的知識と創造的な技能、優れた経営感覚を身に付け、社会における諸問題の解消のためにその知識・技能を活用することができる。
- ③ 社会における課題探求と問題解決の能力を修得し、主体的に学び続け、学んだことを分かち合い、ともに成長することができる。

教育課程の編成・実施に関する方針：CP（カリキュラム・ポリシー）

国際園芸アカデミーは、教育目標を達成し、称号授与方針に示す資質・能力を身に付けさせるため、次のような教育課程を編成し、実施します。

- ① 教育課程において、基礎教育科目、専門教育科目、応用教育科目、研究教育科目を段階的に学習できるよう体系的に編成し、講義、演習、実習等を適切に組み合わせた授業を実施することにより、専門分野の知識・技能を確実に修得し、問題解決のために活かすことができるようにする。
- ② 演習や実習科目を中心に能動的学習要素を取り入れることにより、生涯にわたって主体的に学び、他者との相互理解や意見交換ができるようにする。
- ③ 学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行うとともに、学習行動調査や国際的な評価制度（GPA）の導入、修得時間数に基づく個別指導を行うことにより、個々の達成度と将来計画に応じた学修を進めることができるようにする。
- ④ 開講科目については、シラバスにより授業計画、学習到達目標、成績評価基準などを明確にし公表する。

入学者の受入れの方針：AP（アドミッション・ポリシー）

国際園芸アカデミーは、高等学校等における学習を通じて、次のような資質・能力を身に付けている人を受入れます。

- ① 専門学校での学修の基礎となる高等学校における各教科の基本事項を修得している。
- ② 学修成果を社会で活かすという目的意識がある。
- ③ 専門学校在学中だけでなく、卒業後も学び続ける意欲がある。
- ④ モラルがあり、基本的な態度や礼儀（言動や身だしなみなど）が身についている。
- ⑤ 基本的な生活習慣（体調管理、時間管理など）が身についている。
- ⑥ 他者を思いやり、協調性を重んじる人

※3つの方針を定め、公表することは、大学においては学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）により義務となっている。本学は専修学校であり義務となっていないが、体系的で組織的な教育活動等を展開する上で重要な役割を担うものであり、大学に準じて定め、公表している。

7 内部質保証及びアセスメント・ポリシー

本学の基本理念や教育目標に基づいて、教育研究活動その他の諸活動に関する自己点検・評価を実施し、その結果を検証し、改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させるとともに、この仕組みを構築し、実質化させることを基本方針とした内部質保証を推進するため、「内部質保証推進委員会」と「自己点検・評価委員会」の2組織を設置している（令和4年11月策定）。

また、学生の学修成果の評価に係る目的、達成すべき質的水準及び実施方法を定めた「アセスメント・ポリシー」（令和4年12月策定）により、適切な評価項目、評価体制を整備した。

8 SDGs 推進の基本方針

1 岐阜県立国際園芸アカデミーがSDGs 達成に向けて貢献できること

気候変動の進行による自然災害の多発化、生物多様性の喪失、飢餓や貧困問題など、世界では、様々な問題に直面しています。

それらの問題の解決に向けて、2015年には、国際社会共通の目標として、2030年までに達成すべき17の項目、SDGs「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」が定められました。これは、遠い世界の出来事ではなく、日本の私たちの生活にも深く関わっています。これからの時代に向けて、岐阜県立国際園芸アカデミーは、SDGs 達成に向けて、どのような貢献ができるかを考えています。

2 岐阜県立国際アカデミーの強み

岐阜県立国際園芸アカデミーは、2004年の開学以来、「花と緑の空間づくり」による健康で心豊かな生活の創造に向けて、生産、装飾、造園緑化の各分野について幅広い知識と実践技術の習得し、持続可能な社会の構築に向けて教育を行ってきました。また、それらの実践を通じて持続可能な社会の実現に貢献しています。

3 岐阜県立国際アカデミーがSDGs 達成に向けて進める3つの方針

岐阜県立国際園芸アカデミーは、3つの方針を立て、このSDGs を達成していきます。

第一は、「花と緑」の教育を通じて、幅広い専門的知識と創造的な技能、優れた経営感覚を身に付け、SDGs 達成に向けて、その知識と技能を活用してこれからの持続可能な社会の構築に向けて活躍する人材の育成を行うことです。

第二に、社会における課題探求と問題解決の能力を修得し、SDGs 達成に向けた実践活動を岐阜県内外で行い、地域の環境改善活動に寄与することです。

第三に、学校運営や組織管理において、人材の多様性の尊重、環境負荷を低減するキャンパス運営を行い、幅広い分野でSDGs を達成します。

(参考資料)

開学からの学校運営に係る経緯

1 沿革

花づくりはもとより「海外と直結した情報・交流の拡大」、「関連分野の裾野の拡大」、「時代の産業を担う優秀な人材への要望の高まり」など人材育成の機運が高まる中、平成13年5月に「岐阜県園芸学校（仮称）構想検討委員会」を設置し、平成14年8月には「開学準備委員会」が設置され、平成16年4月に、世界に通用するプロダクトデザイナー（上級マイスター科）、花と緑の産業発展に寄与するマイスター（マイスター科）を育成する「岐阜県立国際園芸アカデミー」が開学した。

2 運営等の見直し

平成16年の開学以来、平成21年の「岐阜県行財政改革指針」で抜本的に見直しの内容を検討する施設に位置付けられ、「国際園芸アカデミー検討委員会」による検討を踏まえ、平成22年2月「岐阜県行財政改革アクションプラン」で平成23年度から上級マイスター科新規学生募集の停止が明記され、平成25年3月上級マイスター科を廃止した。

また、本学の基本方針を、①「世界に通用する学校」、②「岐阜県独自の学校」、③「産業発展に寄与する学校」から、「岐阜県の花と緑の産業に寄与する学校」＜①花と緑の実践技術を修得した実務者を育成する学校、②花と緑の産業と連携した実践重視の学校＞に見直した。

3 運営計画に基づく取組み成果

平成23年2月、上級マイスター科の廃止や新たな基本方針を受け、業界ニーズに応える人材の育成を実践するため「岐阜県立国際園芸アカデミー運営計画」を策定した。

学校教育法等の改正により、「自己評価」及び「学校関係者評価」の実施・結果の公表に関する努力義務が課され、本学においては平成28年2月に「岐阜県立国際園芸アカデミー学校評価制度実施規程」を制定し、自己評価、学校関係者評価を平成27年度の学校運営等から実施し、ホームページでの公表を開始した。

平成29年4月から学内組織を改正し、平成30年2月には企業等との連携により、実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組んでいることが認められ、「職業実践園門課程（園芸系専門課程）」として文部科学大臣から認定を受けた。

平成30年4月には、実践的な授業を実施するため、花フェスタ記念公園（現ぎふワールド・ローズガーデン）内に庭園、花壇、園芸福祉エリアの実習フィールドを設置した。

平成31年4月からは、学生の自主的な学習意欲を向上させるため、マイスター科の修了に必要な授業時間数を2,100時間から1,800時間に削減するとともに、「職業園芸人」として第一線で活躍できる人材を育成するためのカリキュラムの見直し、民間企業との連携などを実施した。

4 国際園芸アカデミーの改革（平成 30 年度以降）

(1) 県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上プランの作成

平成 23 年 2 月、上級マイスター科の廃止や新たな基本方針を受け、業界ニーズに応える人材の育成を実践するため「岐阜県立国際園芸アカデミー運営計画」を策定し、学校評価の実施・公表、花フェスタ記念公園実習フィールドの整備、マイスター科の修了に必要な授業時間数の削減など成果を挙げてきたが、花と緑の産業の情勢は目まぐるしく変化していた。

このような中、岐阜県立森林文化アカデミー、岐阜県立国際園芸アカデミー及び岐阜県農業大学校における教育水準の向上、国際交流を含めた産学協働の体制整備、市町村との連携、生涯教育など、各学校が共通の課題を洗い出し、更なる運営向上を図るため、平成 30 年 5 月に「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上検討会」が設置された。

検討会の意見等を踏まえ、平成 31 年 3 月に「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上プラン」が策定された。

○「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上プラン」の概要

● 目標

「清流の国ぎふ」の農林業の未来を支える人づくり

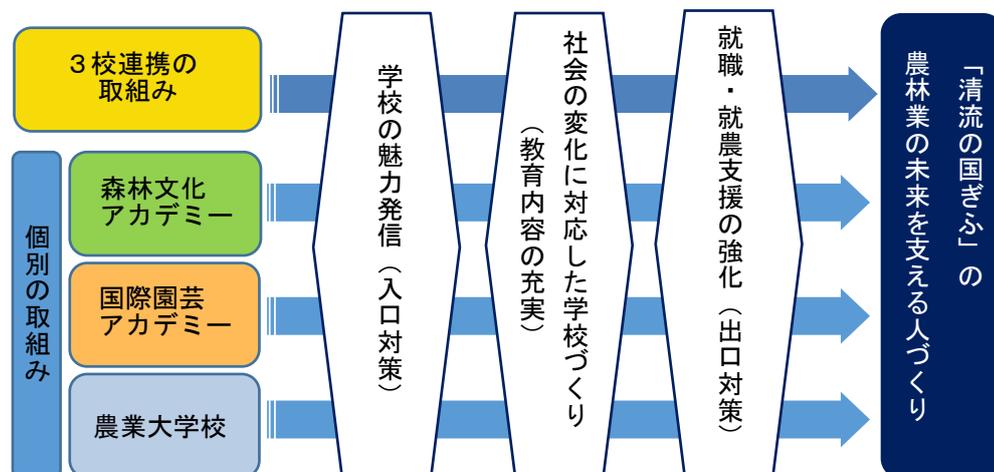
～地域の暮らしを支え、業界をリードする人材を育成する～

● 方向性

- ・社会情勢の変化にも対応でき、実践的に活躍できる人材を育成する。
- ・3校が個別の取組みにおいてそれぞれの特徴を磨きあげるとともに、相乗効果を発揮するために連携強化を図る。
- ・AI、IoT、ロボット技術による Society5.0 の実現、SDGs の達成など、国を挙げた目標を踏まえながら取り組む。

3つの取組み方針

- 1 学校の魅力発信（入口対策）
- 2 社会の変化に対応した学校づくり（教育内容の充実）
- 3 就職・就農支援の強化（出口対策）



● 進捗管理

- ・毎年度、「農林系アカデミー・農業大学校運営向上検討会」にプランの進捗を報告し、必要に応じプランを修正する。

「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上プラン」に基づき、平成31年度から、岐阜県立森林文化アカデミー、岐阜県立国際園芸アカデミー及び岐阜県農業大学校の3校が連携した小中学生と保護者を対象にした3校見学ツアーやホームページの改修、教員の相互派遣授業の実施など、直面する課題に機動的に対応するための施策を実施し、運営向上に努めてきた。

(2) 国際園芸アカデミー有識者会議での検討

「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上検討会」において、“国際園芸アカデミーを花フェスタ記念公園に移転し、公園管理も実践として学んでもらえるようになると良い”、“国際園芸アカデミーや農業大学校は民間との連携が十分でない。コンソーシアムを作って取り組んでどうか”などの意見が出され、新たな国際園芸アカデミーへの変貌を目指し、「**国際園芸アカデミー有識者会議**」が令和元年9月に設置された。

「国際園芸アカデミー有識者会議」では、“業界を取り巻く情勢の変化に対応できるよう、教員の意識改革が必要である”“マーケティングやICTの活用、経営分析能力が必須であり、経営感覚に優れた人材育成が急務である”などの意見が出され、時代の変革に機動的に対応できる人材育成機関となるべく、教育方針や基本コンセプト等あるべき姿について改革の方向性が検討された。5回にわたり議論された検討結果は、令和3年3月「**国際園芸アカデミー有識者会議報告書**」として取りまとめられ、本報告書を基に「国際園芸アカデミー教育環境整備に関する基本構想」が令和4年1月に策定され、ぎふワールド・ローズガーデンを教育フィールドとして活用するため、座学や販売・展示が行える施設の整備等、教育環境の充実を図るための方針が示された。令和6年度の供用開始に向けて、令和4年度は実施設計が行われ、令和5年度はぎふワールド・ローズガーデン花トピア施設の改修工事が行われた。

(3) 国際園芸アカデミー国際交流計画の策定

現代社会におけるグローバル化の進展により、ありとあらゆる面で海外との相互依存関係が深化している中、単発的な友好関係にとどまる国際交流ではなく、持続的な関係を築くことが求められている。

令和元年12月及び令和4年5月に、将来本学と相互交流の取組みを継続できるような海外の教育機関等を探るため、フランスの園芸学校や庭園を調査するとともに、本学では2年生及び教職員が、国際感覚を身に付ける「海外視察研修」を平成17年から続けてきた。今後も、国際性と自立性を備え、花と緑の産業の中核となって活躍できる人材及び地域社会に貢献できる人材を育成するとともに、国際化を推進するため、本学が海外の民間団体や大学と連携するなど、どのように国際交流を進めていくべきかを示す「岐阜県立国際園芸アカデミー国際交流計画」を令和4年9月に策定した。

(4) アセスメント・ポリシーの制定

学校教育法に基づく学校評価については、国は専修学校においても教育内容や組織・運営等の点検・評価を行う質保証と、学修成果の評価に関する方針を定めたアセスメント・ポリシーの重要性を指摘している。

本学は、基本理念及び教育目標の実現に向け、令和4年11月、内部質保証を恒常的に機能させることを目的とした「岐阜県立国際園芸アカデミー 内部質保証の基本方針及び実施体制」を整備した。また、学修成果を見える化を図るため、ディプロマ・ポリシー(DP)、カリキュラム・ポリシー(CP)、アドミッション・ポリシー(AP)の3つのポリシーに基づく教育の質保証の活動とその結果について点検・評価し、必要な改善を実施するための「岐阜県立国際園芸アカデミー アセスメント・ポリシー」を令和5年3月に制定した。

<開学からの学校運営に係る経緯>

年 月	概 要
平成 13(2001)年 5月	「岐阜県園芸学校（仮称）構想検討委員会」の設置
平成 14(2002)年 8月	「国際園芸アカデミー開学準備委員会」の設置
平成 15(2003)年 7月	「岐阜県立国際園芸アカデミー条例」の公布
	8月 「岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則」の公布
平成 16(2004)年 4月	「岐阜県立国際園芸アカデミー」の開学 ◇基本理念 「花と緑の空間づくりによる健康でこころ豊かな生活の創造」 ◇基本方針 ①「世界に通用する学校」 ②「岐阜県独自の学校」 ③「産業発展に寄与する学校」
平成 20(2008)年 4月	マイスター科の修了に必要な授業時間数の削減 2,400時間→2,100時間
平成 21(2009)年 3月	「岐阜県行財政改革指針」で抜本的に見直しの内容を検討する施設
	4月 「国際園芸アカデミー検討委員会」（平成21年2月設置）による報告書
平成 22(2010)年 2月	「岐阜県行財政改革アクションプラン」で平成23年度から上級マイスター科新規学生募集の停止を明記 基本方針の見直し ◇見直し後の基本方針 「岐阜県の花と緑の産業に寄与する学校」 ①花と緑の実践技術を修得した実務者を育成する学校 ②花と緑の産業と連携した実践重視の学校
平成 23(2011)年 2月	「岐阜県立国際園芸アカデミー運営計画」の策定
	4月 上級マイスター科募集停止
平成 25(2013)年 3月	上級マイスター科廃止
平成 30(2018)年 2月	職業実践専門課程（園芸系専門課程）として文部科学省から認定
	4月 花フェスタ記念公園実習フィールド設置（面積約1,100㎡） ※庭園、花壇、園芸福祉エリアを設置し、学生の実習に活用
	5月 「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上検討会」の設置
平成 31(2019)年 3月	「県立農林系アカデミー・農業大学校運営向上プラン」の策定
	4月 マイスター科の修了に必要な授業時間数の削減 2,100時間→1,800時間
令和 1(2019)年 9月	国際園芸アカデミー有識者会議の設置
令和 2(2020)年 9月	国際園芸アカデミー有識者会議WGの設置 ①花と緑の振興センターWG ②教育環境の充実WG
	12月 「岐阜県立国際園芸アカデミー運営計画」の策定
令和 3(2021)年 3月	「国際園芸アカデミー有識者会議報告書」
	12月 「SDGs推進の基本方針」の策定
令和 4(2022)年 1月	「国際園芸アカデミー有識者会議報告書」に基づく「国際園芸アカデミー教育環境整備に関する基本構想」の策定
	9月 「岐阜県立国際園芸アカデミー国際交流計画」の策定
	11月 「内部質保証の基本方針の策定及び実施体制」の策定
令和 6(2024)年 3月	ぎふワールド・ローズガーデン花トピアの改修完了
	4月 国際園芸アカデミー実践教育フィールド開設

